

# 小売規制料金の認可の概要について

2023年5月19日  
東北電力株式会社

1. 値上げ認可の概要	3	<補足資料>	
・1-① 料金値上げの対象となる小売規制料金のお客さま		(補足資料1. 値上げに至った背景)	27
・1-② 補正原価の概要について		・1-① 値上げに至った背景	
・1-③ 直近の燃料価格等に基づく再算定		【参考】燃料価格と卸電力取引市場の高騰	
【参考】前提諸元と発受電電力量		・1-② 燃料費調整制度の上限価格超過による「逆ザヤ」の発生	
【参考】原価算定上の原子力運転計画		・1-③ 収支状況の急速な悪化	
・1-④ 補正原価の概要と査定内容等		・1-④ 財務状況の悪化に伴う影響と料金見直しの必要性	
【参考】経営全般の徹底的な効率化		(補足資料2. 補正原価の内訳)	33
2. 電気料金の設定について	11	・2-① 人件費	
・2-① 今回の値上げ対象となる規制料金プラン一覧		・2-② 燃料費	
・2-② 電気料金見直しの概要		・2-③ 修繕費	
・2-③ 電気料金設定の考え方		・2-④ 減価償却費	
【参考】主なご契約メニューの値上げ影響		・2-⑤ 事業報酬	
【参考】従量電灯Bの平均的なモデル(260kWh/月)の料金について		・2-⑥ 他社購入電力料	
【参考】従量電灯Bのご契約アンペアごとの値上げ影響(月額)		・2-⑦ 公租公課	
【参考】新たな託送料金の反映について		・2-⑧ その他経費・原子力バックエンド(BE)費用	
3. お客さまへのご説明について	20	・2-⑨ 控除収益(他社販売電力料)	
・3 お客さまへのお知らせ方法		・2-⑩ 控除収益(他社販売電力料除く)	
【参考】省エネや電気料金の節約につながる情報発信		(補足資料3. 電気料金の仕組みと燃料費調整制度)	44
4. 約款規定の変更について	24	・3-① 電気料金の仕組み	
・4-① 約款規定の変更について(全体概要)		・3-② 燃料費調整制度の仕組み	
・4-② 約款規定の変更について(一部業務取扱いの見直しについて)		・3-③ 燃料費調整(2023年6月分の燃料費等調整単価)	
		【参考】燃料費調整制度について、燃料費調整制度に係る見直し	
		(補足資料4. 国による電気・ガス価格激変緩和措置)	53
		・4-① 国による電気・ガス価格激変緩和対策について	
		・4-② 電気・ガス価格激変緩和対策と当社の料金値上げとの関係	
		(補足資料5. 電気料金改定手続きの概要)	56
		・5 電気料金改定手続きの概要	

当社は、2013年9月の電気料金改定以降、経営効率化に最大限取り組み、小売規制料金をご契約いただいているお客さまの電気料金については、可能な限り現行の水準を維持するよう努めてまいりました。

しかしながら、2021年と2022年に立て続けに発生した福島県沖を震源とする地震の影響により財務基盤が毀損する中で、ロシアによるウクライナ侵攻を受け、輸入燃料価格等が大幅に高騰しました。このため、2022年6月以降、燃料費調整制度における上限価格を上回る分の当社負担額が継続的に増加し、このままでは電力の安定供給に支障を来しかねない状態となることが想定されました。

そうした状況から、大変苦渋の決断ではありましたが、2022年11月24日、最大限の経営効率化の実施を前提に、2023年4月1日から平均32.94%の値上げとなる特定小売供給約款の変更を経済産業大臣に申請いたしました。

その後、国の審査や公聴会などを経て、経済産業省から査定方針が示され、申請内容に対する修正指示をいただいたことから、2023年6月1日より平均25.47%の値上げとなる補正申請を行い、5月19日に認可をいただきました。

当社は、これまでに賜りましたご意見・ご指摘を真摯に受け止め、引き続き徹底した経営効率化の下で、電力の安定供給に最大限取り組んでまいります。さらに、お客さまのご負担軽減につながる電気の効率的なご利用方法のご提案などにも、より一層取り組んでまいります。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

# 1. 値上げ認可の概要

# 1 - ①. 料金値上げの対象となる小売規制料金のお客さま

- 2016年4月の小売全面自由化により、住宅や商店などの低圧受電を含む全てのお客さまが電気の契約先を選択できるようになりましたが、低圧受電のお客さまには、経過措置として、従量電灯など従来型の料金メニューが規制料金として残されています。
- 高圧以上を含む自由化部門の料金につきましては、2022年11月に値上げや燃料費調整制度の上限を廃止するなどの見直しを行っておりますが、今回、規制料金についても経済産業大臣の認可を得て値上げさせていただきます。
- なお、2023年4月に見直された新たな託送料金についても、今回の値上げに合わせて反映しております。

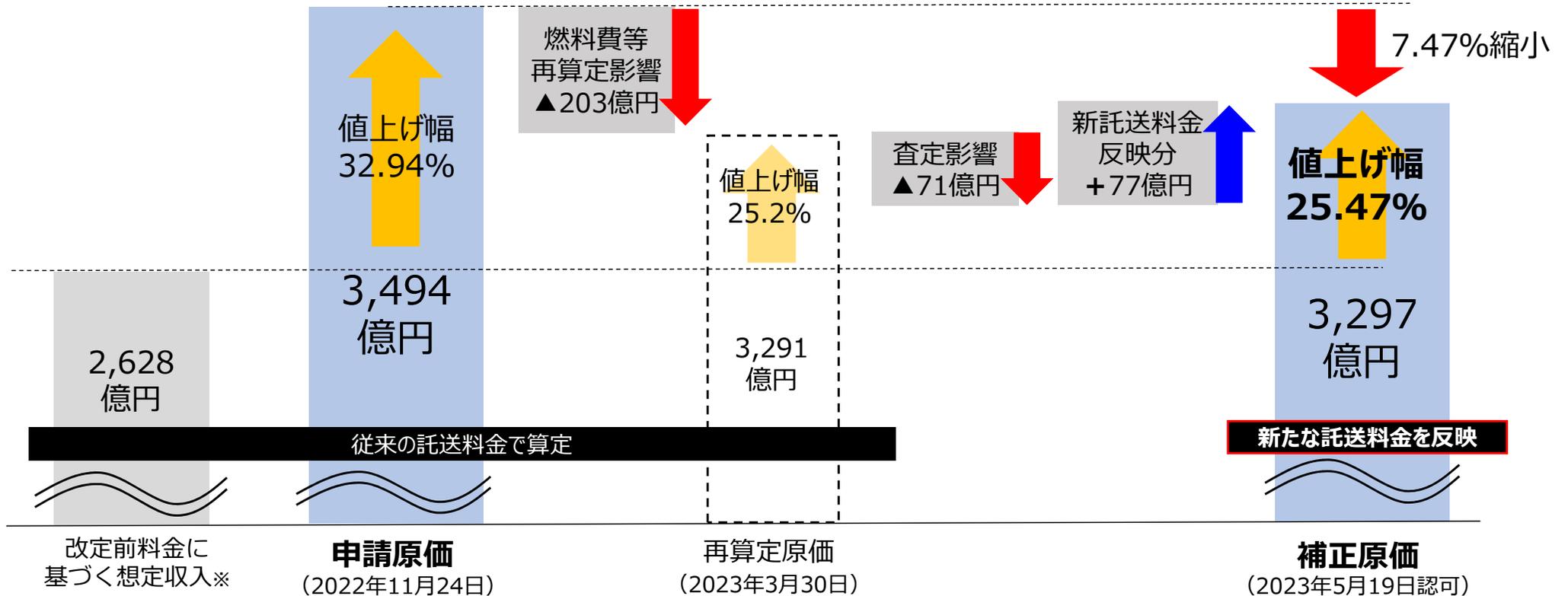
## <電気料金の構造と今回申請の対象>

	低 圧		高圧以上
	規制部門	自由化部門	
小売料金	<p><b>今回対象</b></p> <p>口数：536万口（77%） 電力量：117億kWh（18%）</p>	<p>2022年11月燃調上限設定廃止 2023年6月料金見直しを実施</p> <p>口数：154万口（22%） 電力量：110億kWh（17%）</p>	<p>2022年11月標準メニュー値上げ （一旦受付停止後、新たなメニューにより） 2023年2月に受付再開</p> <p>口数：6.8万口（1%） 電力量：431億kWh（65%）</p>
託送料金	<p>新たな電気料金と合わせて、レベニューキャップ<sup>®</sup>制度に基づく新たな託送料金を反映</p>		<p>2023年4月からレベニューキャップ制度に基づく新たな託送料金を反映</p>
再生可能エネルギー発電促進賦課金	<p>毎年3月に、経済産業大臣が再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価を決定する</p>		

注) 口数は2023年3月末時点、販売電力量は2022年度の実績となります。

- 当社は、2022年11月24日に、小売規制料金について平均32.94%の値上げを申請して以降、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合における審査や公聴会の議論を受けて、燃料費・購入電力料などの費用を直近の燃料価格・市場価格に基づき再算定いたしました。
- その後、専門会合でのさらなる審査や経済産業省と消費者庁との協議、物価問題に関する関係閣僚会議を経て、5月16日に経済産業大臣から査定方針が示されました。
- 査定方針に基づく小売規制料金の補正原価は3,297億円、平均値上げ率は25.47%となりました。この補正原価に基づき、本年6月1日から値上げを実施することについて、経済産業大臣に対して補正申請を行い、5月19日に認可をいただきました。
- なお、補正原価には2023年4月に見直された新たな託送料金を反映しております。

## 小売規制料金の対象原価



※ 今回前提諸元となっている燃料価格・販売電力量水準で、現行料金を継続した場合の今回原価算定期間における年平均収入  
注) 再生可能エネルギー発電促進賦課金および消費税等相当額は含みません。

# 1 - ③. 直近の燃料価格等に基づく再算定

- 当社が2022年11月24日に申請した料金原価においては、経済産業省令に基づき、申請時点での直近の貿易統計値（2022年7月～2022年9月）を基に、燃料費・他社購入電力料・他社販売電力料等の金額を算定いたしました。
- その後、公聴会および経済産業省が募集した「国民の声」などにおいて、「申請後の燃料価格・卸電力市場価格が下落傾向にあり、直近の実績を勘案すべきである」などのご意見を頂戴したことから、今年3月時点での直近の貿易統計値（2022年11月～2023年1月）を基に、燃料費などの料金原価を再算定した結果、当社の平均値上げ率は大きく縮小しております。

## <燃料価格>

		申請原価 [A]	再算定原価 [B] (補正原価)	差 (B-A)
貿易統計における採録期間		2022年7月～9月	2022年11月～2023年1月	-
基準燃料価格 [参考]上限価格	円/kl	85,400 [128,100]	83,500 [125,300]	▲1,900 [▲2,800]
為替レート	円/ドル	137	139	+2
原油CIF	円/kl	97,466	82,572	▲14,894
LNG価格	円/ト	142,803	132,509	▲10,294
石炭価格	円/ト	51,875	53,189	+1,314

## <卸電力市場価格>

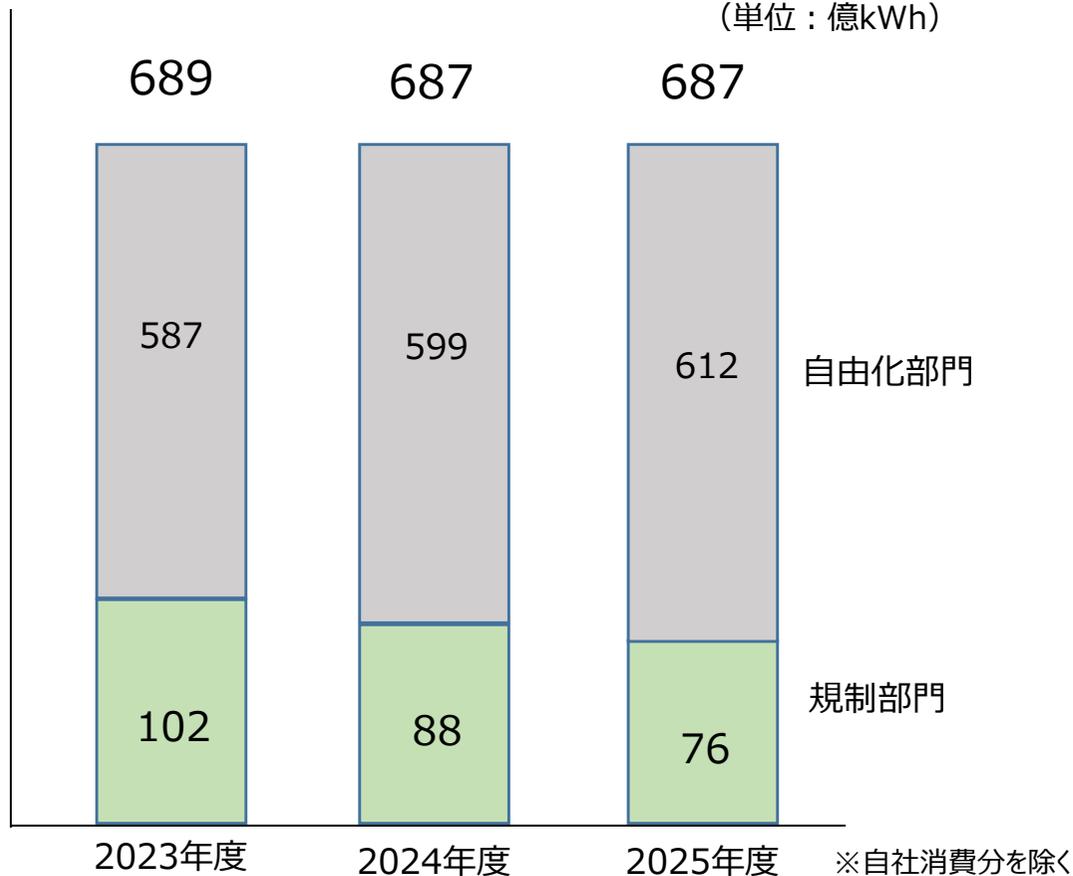
	申請原価 [A]	再算定原価 [B] (補正原価)	差 (B-A)
設定の考え方	原価算定期間における、第三者機関が提供する将来想定値	2023年2月時点の電力先物価格に基づく将来想定値	-
想定価格	35円/kWh	21円/kWh	▲14円/kWh

- 燃料費等の再算定において、燃料価格を置き換えしたことにより、自社発電・他社受電の単価も変動したことから、発受電電力量の一部を組み替えしております（再算定時と認可時の発受電電力量は同一となっています）。
- なお、販売電力量につきましては、2022年11月の申請時の内容から変更はありません。

## <販売電力量※>

申請時から変更なし

(単位：億kWh)

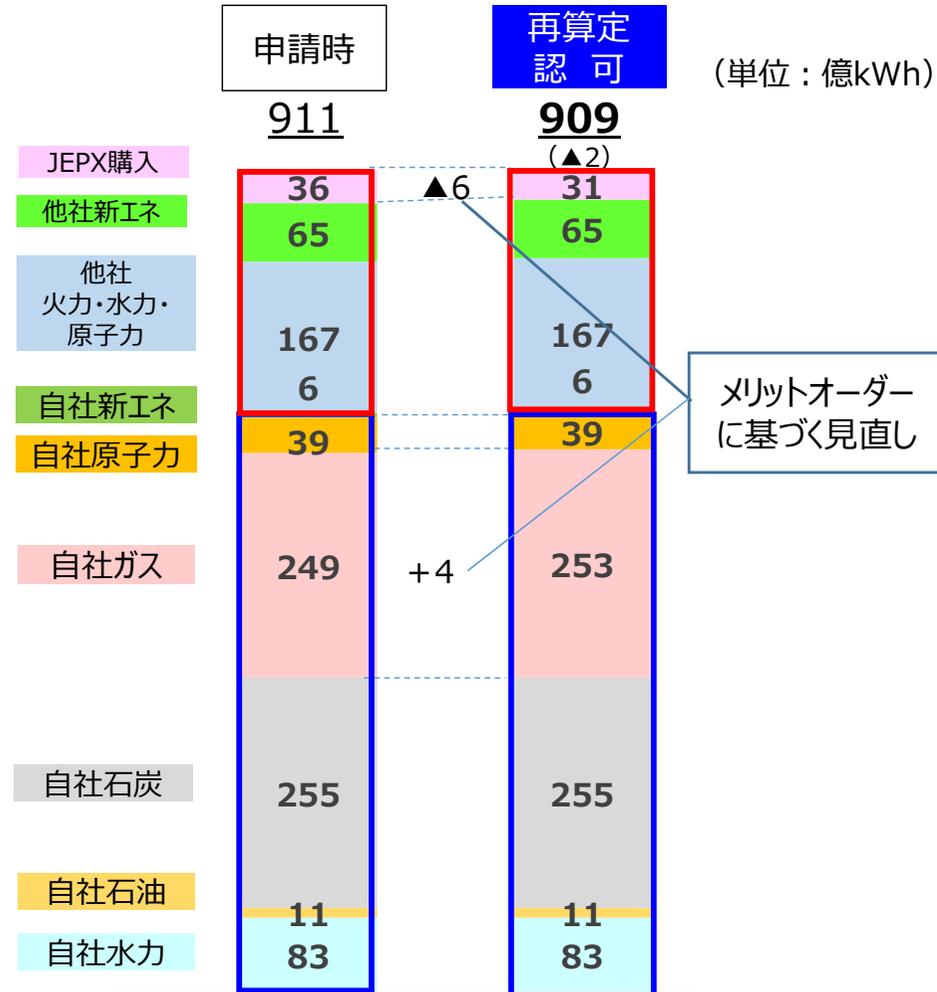


## <発受電電力量>

申請時

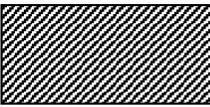
再算定認可

(単位：億kWh)



- 今回の原価算定にあたって、女川2号機については、2024年2月に再稼働する運転計画を前提に原価を算定しております。
- 燃料費等の再算定で用いた諸元で評価すると、年間で400億円程度、改定率にして2%程度の料金原価を低減しており、可能な限り、お客さまのご負担軽減を図っております。

## 【原子力運転計画】

ユニット名	2023年度 設備利用率※ 1.0%	2024年度 設備利用率※ 29.5%	2025年度 設備利用率※ 19.8%
女川2号機			
女川3号機	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">                     原価算定期間中には運転しない前提で算定                      (原価上、必要な維持投資費用のみ計上)                 </div>		
東通1号機			

※設備利用率は上記3基合計の発電可能量に対する発電電力量の割合  は運転中の期間

注) なお、他社原子力発電からの受電について、原価算定期間中には織込んでおりません  
(原価上、受給契約に基づく費用を計上)。

<対象ユニット>

- 東京電力HD(株): 柏崎刈羽発電所1号機
- 日本原子力発電(株): 東海第二発電所

## 【女川2号機の再稼働による原価低減効果】

**減** **電源調達費用の減**

$$\left( \begin{array}{l} \text{購入電源費: JEPX調達量} \blacktriangle 38.67 \text{億kWh} \\ \times \text{調達単価} 20.97 \text{円/kWh} \end{array} \right)$$

$$= \blacktriangle 811 \text{億円程度/年}$$

**増** **原子力再稼働による費用の増**  
(安全対策工事や起動前点検等に係る費用含む)

**+ 439億円程度/年**

**減** **原子力(女川2号機)の再稼働による原価低減効果**

**▲ 372億円程度/年**

※調達単価は再算定原価で用いた市場価格

- **査定方針を反映した補正原価（自由化部門を含む）は1兆5,680億円**となり、燃料費等再算定後の原価と比較して**572億円の減額**となりました。
- 当社は申請時点で既に311億円の経営効率化を織り込んでおり、大変厳しい査定となりましたが、審査等でいただいたご指摘を踏まえ、引き続き経営効率化の深掘りに努めてまいります。
- なお、送配電関連費を含む総原価は、**本年4月に見直された新たな託送料金を反映**したことから、1兆9,743億円となります。

<補正原価の概要と査定内容等>

(単位：億円)

	補正原価		再算定原価 B	差 A-B	査定内容等 (原価に対する影響)
	A	構成比			
人件費	459	2.3%	459	▲0	社外役員の給与水準の減、出向者給与負担の減 ほか
燃料費	10,936	55.4%	11,213	▲278	発生熱量当たり調達単価のトップランナー査定による減 ほか
修繕費	797	4.0%	868	▲71	メルクマール超過分の減、効率化深掘りによる減 ほか
減価償却費	947	4.8%	971	▲25	特別監査による減、非化石証書販売収入の償却相当の減 ほか
事業報酬	729	3.7%	660	68	託送料金改定影響を反映、特別監査等によるレートベースの減 ほか
購入電力料	6,492	32.9%	6,193	300	容量市場の織込みによる増、効率化深掘りによる減 ほか
公租公課	432	2.2%	481	▲48	法人税等の算定諸元としての1株当たり配当金額の減 ほか
その他経費	1,241	6.3%	1,293	▲52	普及開発関係費などの個別査定、効率化の深掘り ほか
控除収益	▲6,353	▲32.2%	▲5,885	▲468	容量市場および需給調整市場の織込みによる減 ほか
<b>総原価</b>	<b>15,680</b>	-	<b>16,252</b>	<b>▲572</b>	
送配電関連費※	4,063	20.6%	3,857	206	本年4月に見直された新たな託送料金反映による増
送配電関連費を含む総原価	19,743	100%	20,110	▲366	

※ 送配電関連費は、補正原価は2023年4月時点、再算定原価は2022年11月申請時点の託送料金を基に算定

・ 当社は、小売規制料金値上げ申請に当たり織り込んだ**年平均311億円の効率化**（原価算定期間：2023～2025年度）に加え、今回の料金審査でいただいたご指摘を真摯に受け止め、さらなる効率化に取り組んでまいります。

**着眼点**

- 高騰する調達コスト（燃料・電力）の抑制が急務
- 強靱な事業体質の構築に向け、事業全般の固定費を抑制する（安定供給確保は大前提）

■ 申請時に織り込んだ効率化

（単位：億円）

費目	効率化額	主な取り組み
燃料費・購入電源費	▲239	熱効率向上、秋田4号廃止時期変更、低品位炭調達拡大、LNG契約方法多様化
人件費	▲20	業務効率化（①）、退職給与金削減
設備投資関連費用	▲8	競争発注拡大、情報システム管理効率化
修繕費	▲30	火力発電所の定検長周期化
その他経費	▲14	競争発注拡大（②）
<b>合計</b>	<b>▲311</b>	

① 業務効率化

**（間接業務のシェアードサービス化）**



東北電力  
(51%)



trans cosmos  
(49%)

東北電力トランスコスモスマネジメントパートナー株式会社（2023年4月設立）

**間接業務（総務・人事労務・経理・資材調達のオペレーション業務）のSSC化によるコスト削減**

**（運営体制見直し）**

- 第一線組織の販売業務・間接業務の運営体制見直しによる効率化
- 外部委託拡大や関係会社への業務移管による効率化

② 競争発注拡大

**調達改革の現状**

「調達改革委員会」の下、至近では対2012年度比で年間500億円程度の効率化を達成



2025年5月末までにさらに60億円程度の調達価格低減を目指す

## 2. 電気料金の設定について

## 2 - ①. 今回の値上げ対象となる規制料金プラン一覧

- 規制料金について、国の認可を受け、特定小売供給約款に定める全ての料金プラン（13プラン）を値上げさせていただきます。
- 変更後の新料金については2023年6月1日からの実施をお願いすることとし、6月1日以降のご使用分から値上げ後の料金を適用いたします。

### 規制料金プラン（全13プラン）

- 定額電灯
- 従量電灯A
- 従量電灯B
- 従量電灯C
- 公衆街路灯A
- 公衆街路灯B
- 臨時電灯A
- 臨時電灯B
- 臨時電灯C
- 低圧電力
- 農事用電力A
- 農事用電力B
- 臨時電力

### <規制料金>

2016年4月の小売全面自由化に際し、需要家保護の観点から、経過措置として存続。

→みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）が供給義務を負い、料金設定などにおいて、電気事業法・省令等の規制ルールが存在。

→料金値上げを行う場合は、国の認可が必要。

→当社は、料金値上げを行うため、2022年11月24日に経済産業大臣へ認可申請を行い、その後、料金制度専門会合での申請内容の確認や広く一般のお客さまのご意見を伺う場である公聴会などを経て、2023年5月19日に認可。

### 低圧自由料金プラン（全36プラン）

- よりそう+eねっとバリュー
- よりそう+ナイト8・10・12・S など

### <低圧自由料金>

2016年4月の小売全面自由化により、低圧のお客さまも電気のご契約先を自由に選択可能になったことを受け新たに設定した料金プラン。

→規制料金の値上げに合わせて見直し。

## 2 - ②. 電気料金見直しの概要①

- 電気料金は、契約電流などに応じてご負担いただく「①基本料金」、電気のご使用量に応じてご負担いただく「②電力量料金」、電気のご使用量に応じて国が定めた単価によりご負担いただく「③再生可能エネルギー発電促進賦課金」により構成されています。
- なお、電力量料金については、経済産業省令に基づき、電気料金の設定において見込んでいる輸入燃料価格からの、実績価格（貿易統計値）の変動相当を迅速に電気料金に反映する観点から、燃料費調整が行われます（基準となる価格と実績の価格の差に応じて、毎月の電気料金をプラス調整／マイナス調整）。
- このたびは、基本料金、電力量料金および燃料費調整について、それぞれ見直しを行います。

### 【電気料金の仕組み】



#### 基本料金単価の見直し

- 託送料金の変動分を反映

#### 電力量料金単価の見直し

- 託送料金の変動分を反映
- 現在の電源構成や燃料価格などを前提とした費用の増加分を反映

#### 燃料費調整の見直し

- 最新の電源構成を反映するとともに、基準燃料価格について料金算定の前提となる直近の燃料価格に置き換え（2022年11月～2023年1月の貿易統計値）
- 経済産業省令に基づき、離島ユニバーサルサービス調整を新たに設定

- 今回の料金値上げは、現在の電源構成や燃料価格などを前提とした費用のご負担をお願いするものですが、燃料価格などの見直しや経済産業省による査定により、値上げ幅が認可申請時より縮小いたしました。
- また、2023年4月からはお客さまに電気をお届けするために使用する送配電設備の利用料金にあたる「託送料金」が見直されたことから、その変動分を反映いたしました。これにより、規制料金全体では、1kWhあたり平均で税込8.31円、25.47%の値上げとなります。
- お客さまにはご負担をお願いし、大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

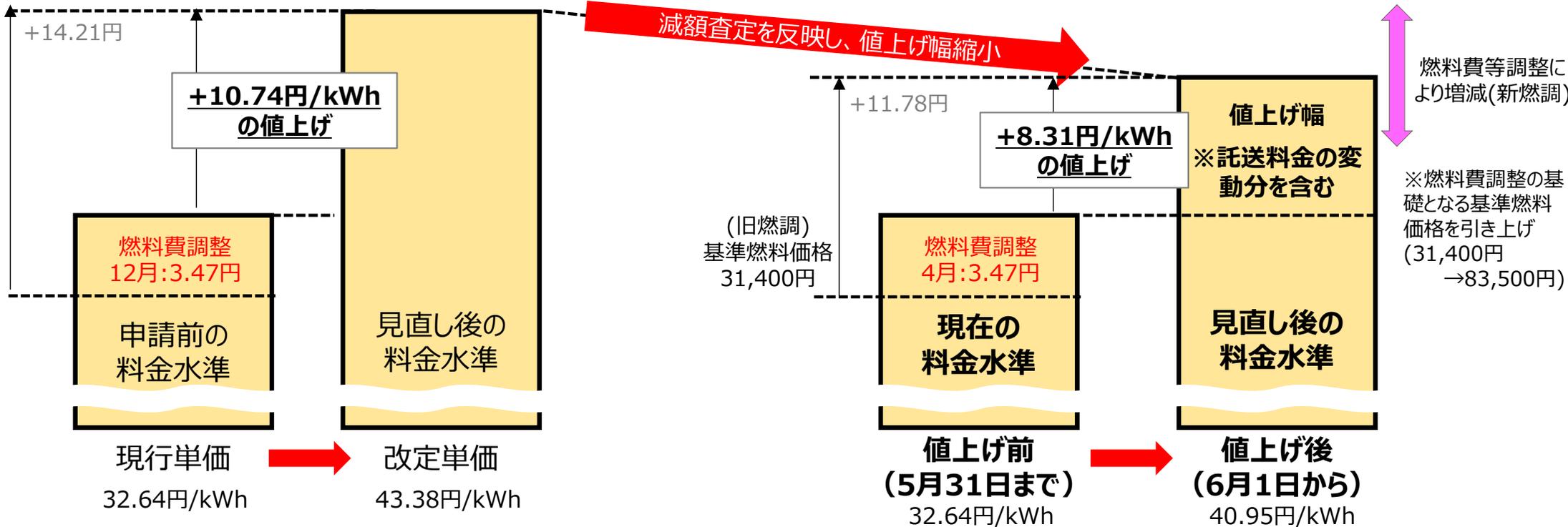
### 電気料金見直しの概要（政府による激変緩和措置は含まない）

※記載の数字は規制平均の仕上り単価影響  
(1kWhあたりの料金水準、税込)

#### 2022年11月にお知らせした内容(認可申請時)

国による査定方針  
を反映

#### 今回お知らせする値上げの内容（認可）

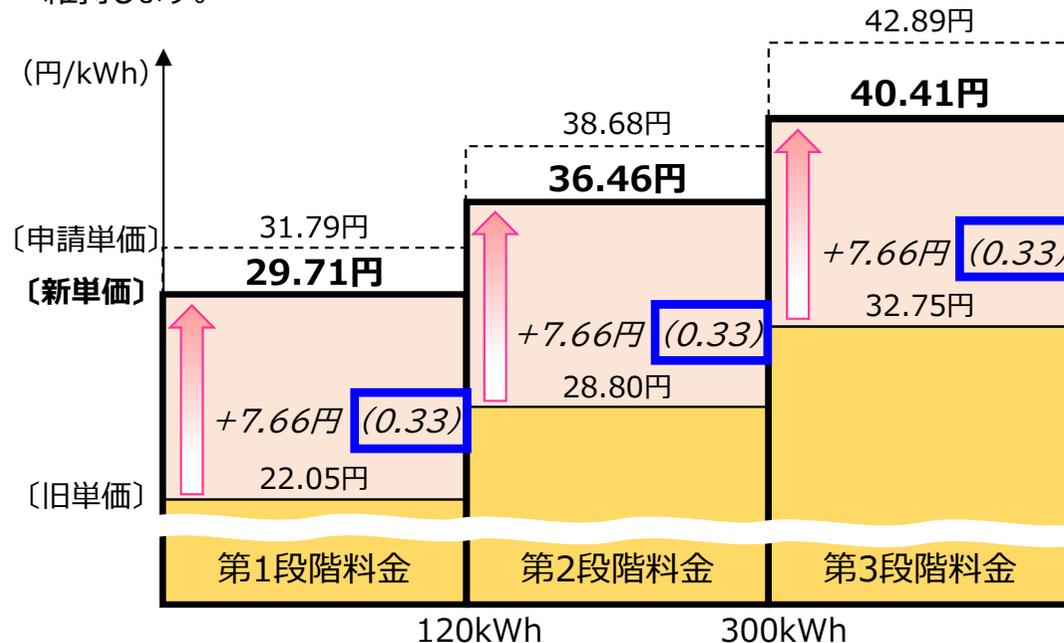


※見直し後(改定単価・値上げ後)と同条件で比較するため、見直し前(現行単価・値上げ前)には料金算定の基礎となる燃料価格の採録期間に対応する燃調単価を含んでいます。  
※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

- **料金値上げにより、ご家庭(契約種別：従量電灯B、契約電流：30A、使用電力量：260kWh/月の場合)の電気料金は、現在のお支払い額と比べて26.27%の値上げとなり、月額10,142円(値上げ額2,110円)となります(激変緩和措置含まない)。**
- 具体的な料金単価設定にあたっては、電気のご使用量に応じてご負担いただいている電力量料金について、一律の単価を上乘せするとともに、2023年4月からはお客さまに電気をお届けするために使用する送配電設備の利用料金に該当する「託送料金」が見直されたことから、託送料金の変動分を基本料金および電力量料金に反映しました。
- なお、2022年11月の申請時には、基本料金についてもあわせて見直す旨お知らせしておりましたが、経済産業省の査定方針を踏まえ、託送料金の変動分のみを基本料金に反映しました。

### 電力量料金の見直し(従量電灯Bの場合)

- 査定方針を踏まえ電力量料金の値上げ単価については一律としました。
- 引き続き、ナショナルミニマムの観点などから設定されている3段階料金を維持します。



### 託送料金変動分の反映(従量電灯Bの場合)

- 託送料金の変動分を基本料金および電力量料金に反映しました。

#### 【託送料金:電灯標準接続送電サービス・税込】

	見直し前	見直し後	単価差
基本料金 (10Aあたり)	126.50円	166.10円	+39.60
電力量料金 (1kWhあたり)	8.91円	9.24円	+0.33

#### 【従量電灯B:基本料金・税込】

契約電流	旧単価	新単価	値上幅
10アンペア	330.00円	369.60円	39.60円
15アンペア	495.00円	554.40円	59.40円
20アンペア	660.00円	739.20円	79.20円
30アンペア	990.00円	1,108.80円	118.80円
40アンペア	1,320.00円	1,478.40円	158.40円
50アンペア	1,650.00円	1,848.00円	198.00円
60アンペア	1,980.00円	2,217.60円	237.60円

※同じ条件で比較するため旧単価には2022年11月~2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価を含みます(激変緩和分含まない)。

※各単価には、消費税等相当額を含みます。

	1カ月のご使用量	値上げ前のお支払い額	値上げ後のお支払い額	値上げ額	値上げ率
従量電灯 B (契約電流：30A)	260kWh	8,032円 (6,212円)	10,142円 (8,322円)	2,110円	26.27%
従量電灯 C (契約容量：13kVA)	810kWh	29,956円 (24,286円)	36,675円 (31,005円)	6,719円	22.43%
低圧電力 (契約電力：6kW)	340kWh	13,796円 (11,416円)	16,652円 (14,272円)	2,856円	20.70%

(括弧内は、電気・ガス価格激変緩和対策（1kWhあたり▲7円の軽減）を含む場合のお支払い額をお示ししております。)

※「1カ月のご使用量」は、当社実績に基づくものです。

※値上げ後のお支払い額と同条件で比較するため、値上げ前のお支払い額には、2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。

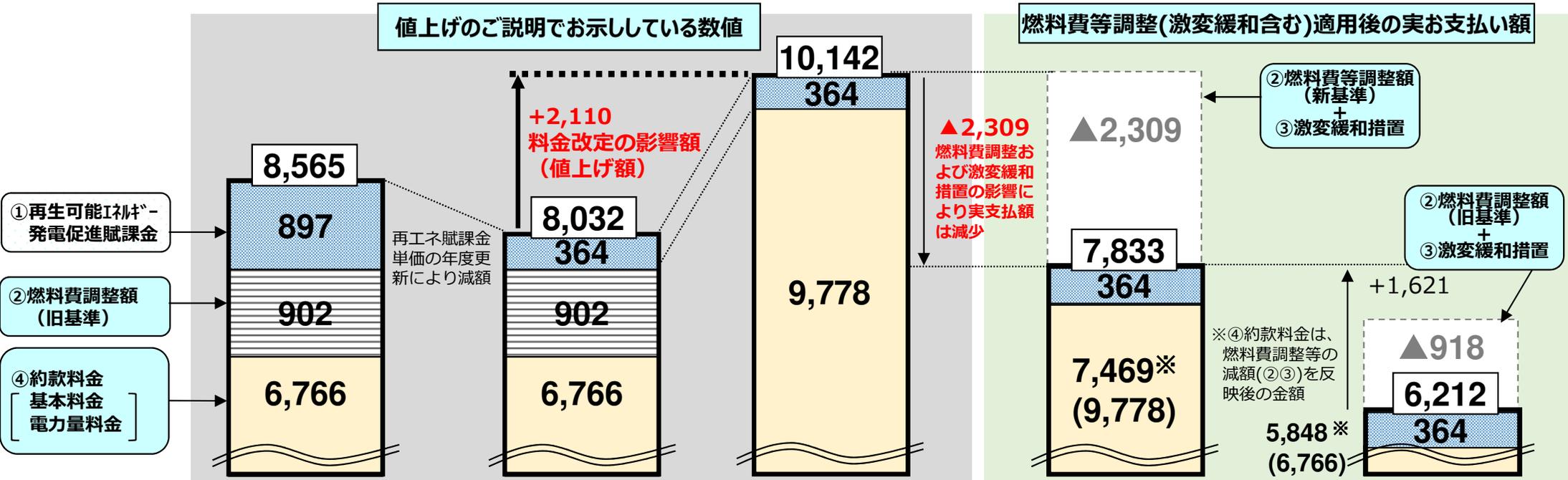
※値上げ前のお支払い額および値上げ後のお支払い額には、消費税等相当額および2023年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金（1.40円/kWh）を含みます。  
 （「値上げ前のお支払い額」は、値上げ申請時点でお示した「現行料金」とは一致していません。）

※低圧電力のお支払い額には、「その他季」の電力量料金単価を適用し、力率は90%で算定しています。

※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

# 【参考】従量電灯Bの平均的なモデル（260kWh/月）の料金について

- 値上げのご説明で用いている値上げ後のモデル料金(10,142円)は、燃料費調整額を含まない金額でお示しています。これは、値上げ前料金の燃調単価算定における燃料価格の採録期間と、新料金設定における燃料費等の原価算定に用いる燃料価格の採録期間を統一し、値上げ前後の料金負担水準を同じ条件で比較することにより、純粋な電気料金の値上げ影響をお示するためです。
- ただし、実際にご負担いただく際は、新料金設定以降の輸入燃料価格の変動を反映して燃料費調整が適用されるとともに、現在は国による激変緩和措置により電気料金が減額されることから、実際の電気料金のお支払い額とは異なります。



	値上げのご説明でお示している数値			6月分のお支払い額 (※2)	5月分のお支払い額
	値上げ前のお支払い額 (申請時)	値上げ前のお支払い額 (認可時・今回)	値上げ後のお支払い額		
①再エネ賦課金	2022FY(+3.45円)	2023FY(+1.40円)	2023FY(+1.40円)	2023FY(+1.40円)	2023FY(+1.40円)
②燃料費調整	2022.12:+3.47円[旧燃調]	2023.4:+3.47円[旧燃調]		2023.6:▲8.88円[新燃調]	2023.5:▲3.53円[旧燃調]
(③再掲:激変緩和)	(-)	(-)	-	(▲7.00円)	(▲7.00円)
(再掲:離島US調整)	(-)	(-)	-	(▲0.01円)	(-)
参考:貿易統計	2022.7~9(※1)	2022.11~2023.1(※1)	-	2023.1~3	2022.12~2023.2
④約款料金	旧の供給約款	旧の供給約款	認可された供給約款	認可された供給約款	旧の供給約款

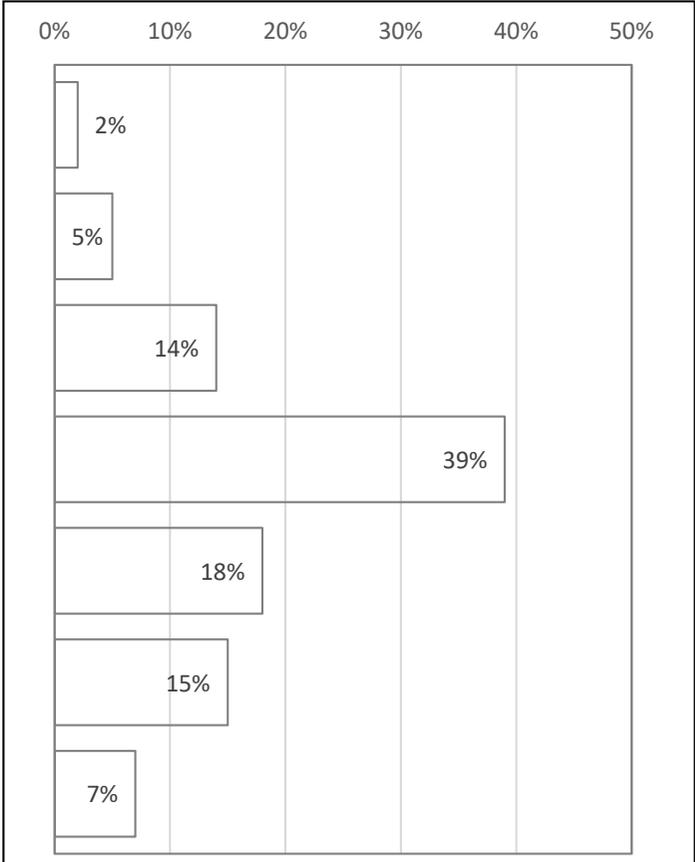
※1：認可された供給約款料金の前提となる貿易統計です。ただし、燃料価格の採録期間の見直しにより、2022年7月～9月から2022年11月～2023年1月に変更しております。

※2：認可された供給約款の料金単価は6月1日以降のご使用分からご負担いただきます。料金算定期間に応じて日割計算を行うため、検針期間ごとに異なります。

# 【参考】従量電灯Bのご契約アンペアごとの値上げ影響（月額）

ご契約アンペア	平均ご使用量	値上げ前のお支払い額	値上げ後のお支払い額	値上げ額	値上げ率
10A	30kWh	1,033円	1,302円	269円	26.04%
15A	70kWh	2,136円	2,732円	596円	27.90%
20A	120kWh	3,474円	4,472円	998円	28.73%
30A	210kWh	6,522円	8,249円	1,727円	26.48%
40A	280kWh	8,966円	11,269円	2,303円	25.69%
50A	380kWh	12,632円	15,740円	3,108円	24.60%
60A	450kWh	15,352円	19,037円	3,685円	24.00%

○ご契約のアンペア別のシェア



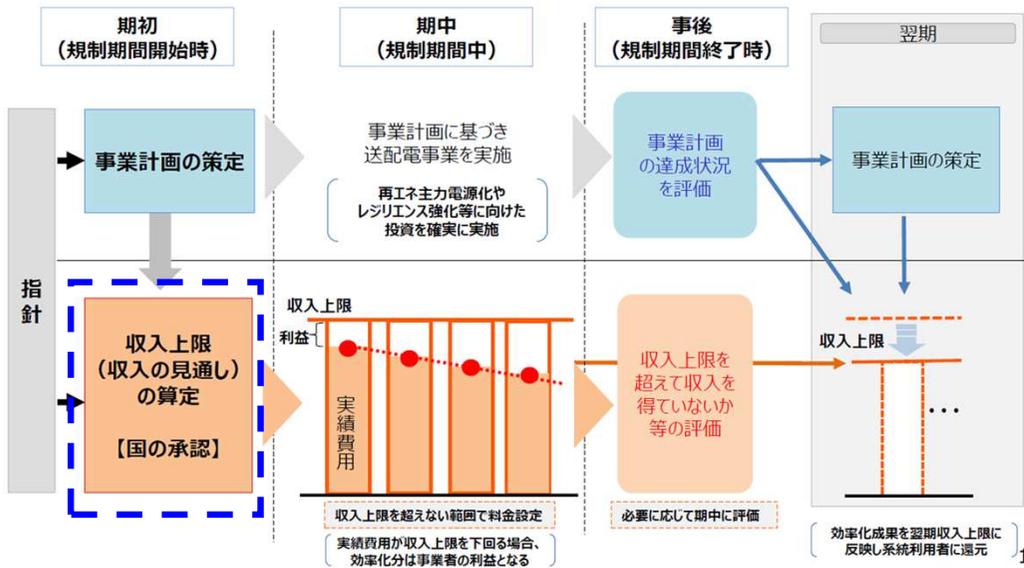
- ※平均ご使用量およびご契約アンペア別のシェアは当社実績に基づくものです。
- ※値上げ後のお支払い額と同条件で比較するため、値上げ前のお支払い額には、2022年11月～2023年1月の平均燃料価格による燃料費調整単価にもとづく燃料費調整額を含みます。
- ※現行のお支払い額および値上げ後のお支払い額には、消費税等相当額および2023年度の再生可能エネルギー発電促進賦課金（1.40円/kWh）を含みます。（「値上げ前のお支払い額」は、値上げ申請時点でお示した「現行のお支払い額」とは一致していません。）
- ※国による激変緩和対策事業にもとづく軽減措置▲7円/kWhは含めずに算定しております。
- ※実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動する場合があります。

- 2020年6月に「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立したことに伴い、2023年4月より新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されました。
- 新たな託送料金制度の導入に伴い、2023年4月にお客さまに電気をお届けするために使用する送配電設備の利用料金に該当する「託送料金」が見直されたことから、託送料金の変動分を基本料金および電力量料金に反映しました。

## 託送料金

- 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた系統増強や、自然災害を踏まえたレジリエンス強化などの観点から、2023年4月より新しい託送料金制度が導入されました。
- 料金制度専門会合などにおいて、一般送配電事業者の事業計画・収入上限等について議論され、**国の承認後（下図の破線囲み部分）、新たな託送供給等約款が申請・認可されました。**

<新しい託送料金制度の全体像>



<出典：料金制度専門会合 中間とりまとめ（2021年11月24日）より抜粋のうえ一部加工>

## 小売料金

- 経済産業省令の定め※に基づき、新たな託送料金制度導入に伴い見直された託送料金の変動分を基本料金および電力量料金に反映しました。

### 託送料金変動分の反映（従量電灯Bの場合）

【託送料金：電灯標準接続送電サービス・税込】

	見直し前	見直し後	単価差
基本料金 (10Aあたり)	126.50円	166.10円	+39.60
電力量料金 (1kWhあたり)	8.91円	9.24円	+0.33

※みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則 第16条第2項抜粋

特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業者等を行うために当該事業者が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）として、特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額 送配電関連費

### 3. お客様へのご説明について

- 新たな電気料金単価等については、当社ホームページ内の専用サイト等で幅広くお知らせするとともに、お客さまとのあらゆる接触機会を捉えて、引き続き丁寧にご説明してまいります。

#### お知らせ方法

- 当社ホームページ内で、値上げに至った背景、新たな電気料金単価、経営効率化への取り組みなどをお知らせするとともに、値上げ影響をご試算いただける機能を準備しております。



専用サイトはこちら

- また、値上げについては、新聞広告で広くお知らせするとともに、お客さまとのあらゆる接触機会を通じて、引き続き丁寧なご説明に努めてまいります。

(当社ホームページ)



#### お問い合わせへの対応

- 料金値上げに関するお客さまからのお問い合わせにつきましては、専用フリーダイヤルを設置しており、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

専用  
フリーダイヤル

0120-211-440 (オール電化のお客さま)

0120-393-043 (上記以外のお客さま)

平日9時～17時 (土日祝日を除く)

- 当社ホームページなどを活用し、電気料金の値上げ内容の説明に加えて、電気を効率よくお使いいただくための省エネや節電の方法など、お客さまのお役に立つ情報をご紹介します。
- また、2023年度も2022年度に引き続き、お客さまのご負担軽減につながる省エネ促進の取り組みを検討しており、詳細が決まり次第お知らせいたします。

## 節電手法のご紹介

### 省エネ・節約手法のご紹介



電化製品の上手な使い方や手軽にできる省エネ・節約手法をご紹介します。

### オール電化住宅にお住まいのお客さまへ

夜間単価を設定している料金プランで  
ご契約のお客さまへ

よりそう+シーズン&タイムや、よりそう+ナイトプラン等をご契約中のお客さまへ省エネ機器への交換による節電手法をご紹介します。

### よりそうeねっと

よりそうeねっと

東北電力のWebサービスです。毎月の電気料金やご使用量をかたんにチェックできます。最大過去2年間の電気のご使用実績も管理できるので節電にも役立ちます。

## 【家電製品の上手な使い方、省エネチェックシート】

家電製品ごとの上手な使い方や省エネした場合の料金節約額の目安をご紹介します。

### 1. 家電製品ごとの上手な使い方（省エネ方法）

**上手に家電を使って、省エネ効果をアップしましょう。**

省エネワベリング制度を知って、かしこく省エネ家電を選んだあとは、上手に使いましょう。電気代を節約する家電の使い方のポイントをアップしていきますので、ぜひ参考にしてください。

- エアコン
- 電気カーペット
- こたつ
- 照明機器
  - 省エネ型に替えて点灯時間を短く
  - 器具の掃除で明るさアップ
- テレビ

### 2. 省エネの取り組みに応じた料金の節約目安を試算

**該当する項目のチェックボックスにチェックを入れてください**

※節約効果は、機器の性能、型式、使用形態、気象条件により変動いたしますので、目安として参照願います。

**エアコン**

- 冷房を27℃から28℃に設定した場合  
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)  
【参照】環境省ホームページ COOL BIZ どうして28℃?
- 暖房を21℃から20℃に設定した場合  
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、1日9時間使用)
- 冷房時間を1日1時間短縮する。  
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)
- 暖房時間を1日1時間短縮する。  
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、設定温度20度)
- フィルターを月1回か2回清掃(冷房時)。  
(外気温度31度、2.20kWのエアコン、設定温度28度)
- フィルターを月1回か2回清掃(暖房時)。  
(外気温度6度、2.20kWのエアコン、設定温度20度)

節約効果 節約金額(年間) **1,210円**

選択項目をリセット

詳しく見る >

## 4. 約款規定の変更について

## 4 - ①. 約款規定の変更について（全体概要）

- 当社は、この度の小売規制料金の値上げに伴い、以下のとおり、約款規定の見直しを行います。
- 現行の約款は、消費税率変更にもなう電気料金単価の見直しを反映（2019年10月1日実施）して以来、変更していないことから、今回は、法的分離にもなう分社化の反映や、その後の電気事業の制度変更などを反映いたします。
- また、当社の業務効率化などの観点から一部取扱いについて、変更いたします。
- 今回の具体的な見直し項目は以下のとおりです。

分類	項目	見直し概要
法的分離に伴う分社化規定	託送業務・送配電設備等に係る規定簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当社が行う小売供給と一般送配電事業者が行う託送供給に関する業務の区分を明確にし、託送供給に関する事項は、お客さまへの影響を考慮して入念規定するものを除き、「託送約款等の定めによるもの」として簡素化または削除。</li> <li>• 上記に伴い各業務の実施主体を変更/明確化（当社/一般送配電事業者）。</li> </ul>
	実施主体変更/明確化	
制度変更	配電事業ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配電事業ライセンス制度の導入に伴い、配電事業者に係る規定を追加（配電事業者が託送供給を行うお客さまも特定小売供給の対象）。</li> </ul>
	指定区域供給制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一般送配電事業者が国の承認を受け山間地等を独立系統運用する指定区域供給制度の導入に伴い、供給区域の一部が指定区域供給化された場合の契約期間の終期について入念規定（当該地域は離島供給等約款の対象となる）。</li> </ul>
	複数需要場所1引込	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審議会で整理された複数需要場所1引込（非常災害時のマンション間の電力融通など）について託送供給等約款に規定されたため、需給契約の単位の原則によらない旨規定。</li> </ul>
	再エネ特措法関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法律名称等の変更を反映。</li> </ul>
	日本産業規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 名称変更を反映。</li> </ul>
	蓄電池の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業が、電事法上発電事業と位置付けられたことを反映。</li> </ul>
取扱変更（業務効率化）	契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約期間を年度（4月～翌3月）に統一。</li> </ul>
	窓口持参払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 窓口持参払い以外の代替手段を用意・定着していることを踏まえ、窓口持参払いの取扱いを削除。</li> </ul>
	店頭掲示（燃調単価・再エネSC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 店頭掲示について、確認できる代替手段を用意していることを踏まえ店頭掲示の取扱いを削除。</li> </ul>
料金改定に伴うもの	離島ユニバーサルサービス調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 料金見直しに伴い、従来燃調に加え離島ユニバーサルサービス調整を行う旨規定。</li> </ul>
	約款切替に係る措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 料金単価変更に伴う日割計算を入念規定。</li> </ul>
その他	実施日	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実施日を変更（今回の変更に合わせて西暦表記に見直し）。</li> </ul>

- 約款規定の変更のうち、当社業務の取扱いの見直しを行います。
- いずれの見直しによるお客さまへの実質的な影響はないと考えており、今後も業務効率化に努めることで全体的なコスト削減につなげるほか、新料金プラン・サービスの開発を通じてお客さまに還元してまいります。

### ご契約期間の見直し（年度単位でのご契約へ変更）

- ✓ 契約期間について、これまでは、需給契約が成立した日から料金適用開始後1年目の日までとしておりましたが、契約期間管理の観点およびお客さまの簡明性の観点から、今後は、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までに変更いたします。
- ✓ これにより、年度単位（4月1日から翌年3月31日までの期間）での契約更新となります。

### 電気料金の支払い方法に係る見直し（当社事業所における料金収納業務の取扱い終了）

- ✓ 電気料金の支払い方法については、口座引き落としやクレジットカード払い、金融機関・コンビニエンスストアでの振り込みなどの利便性の高い多様な手段を用意しております。
- ✓ これらの支払い方法が定着していることを踏まえ、当社事業所窓口での料金収納業務の取扱いを終了することとし、電気料金のお支払いに関する規定を変更いたします。

### 再生エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等のお知らせ方法に係る見直し（店頭掲示の終了）

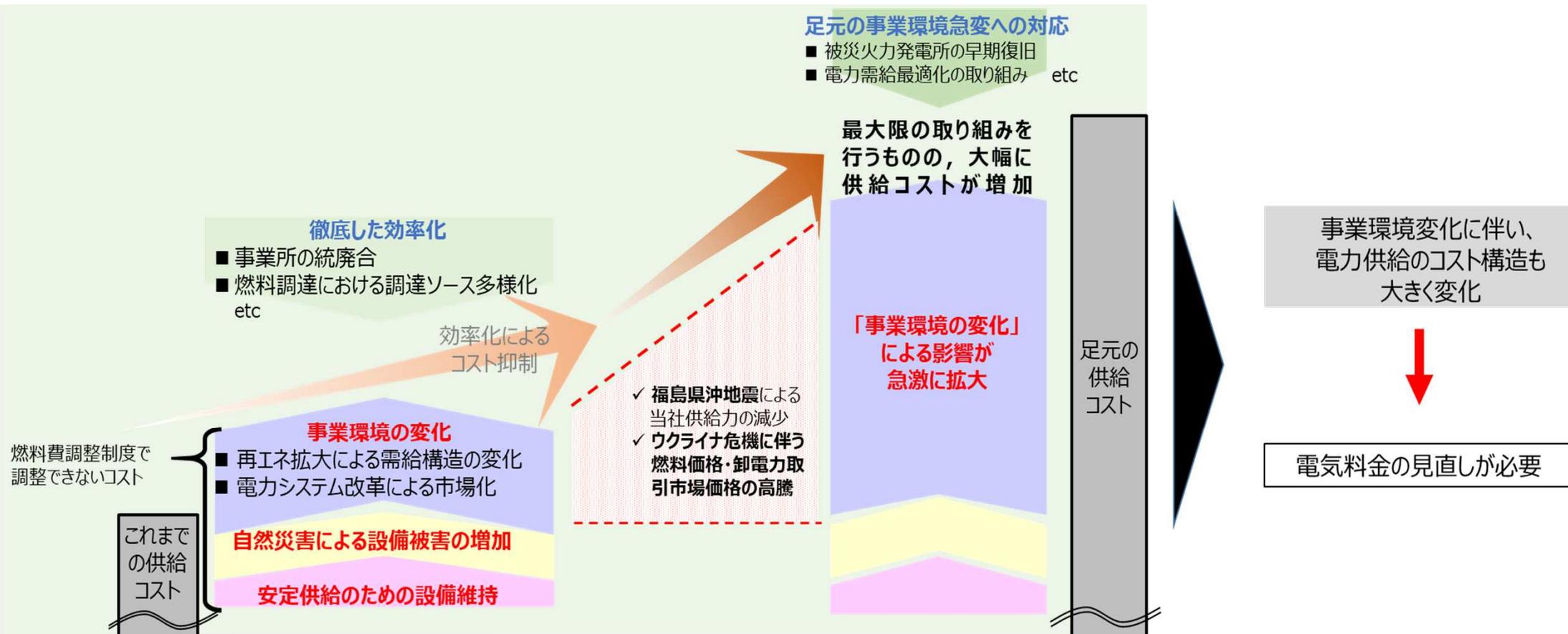
- ✓ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等について、当社事業所窓口への店頭掲示によりお知らせすることとしておりますが、インターネットの普及やペーパーレス推進の観点などから、当社ホームページへの掲載など、店頭掲示によらない方法でお知らせすることとし、必要な規定の見直しを行います。
- ✓ なお、事業所にお越しいただいた場合でも、窓口にてお問い合わせいただければ、ご確認いただくことが可能です。

# 補足資料 1. 値上げに至った背景

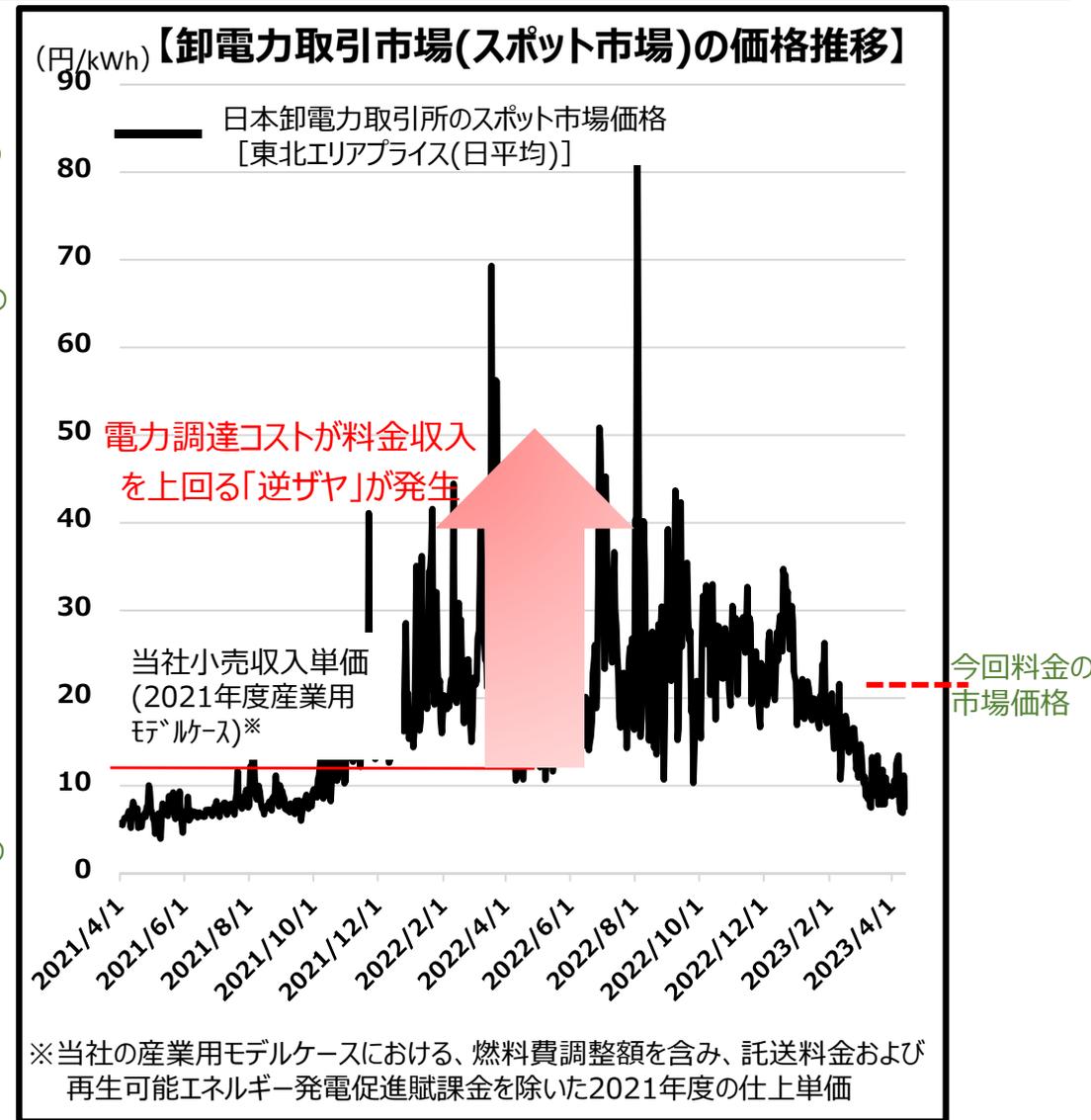
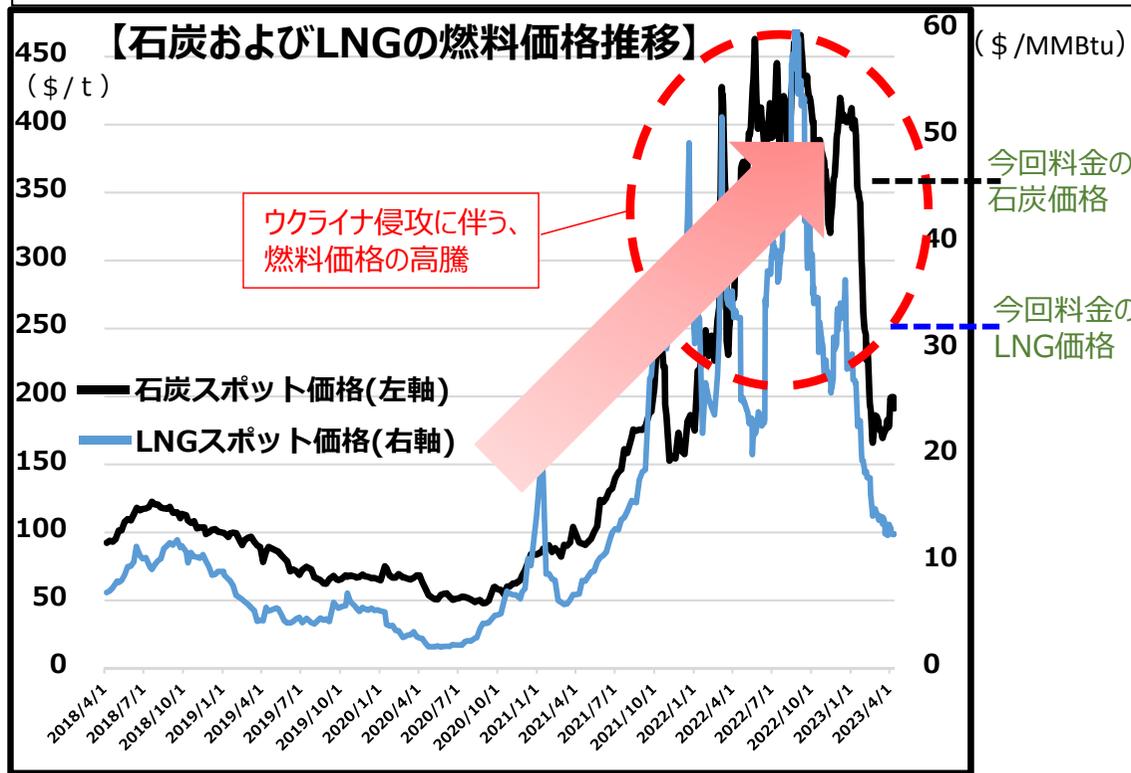
# 1-①. 値上げに至った背景

- 当社はこれまで、再生可能エネルギーの導入拡大による電力需給構造の変化や電力システム改革による市場化の進展など、事業環境が大きく変化する中においても、徹底した経営効率化に取り組み、東北・新潟地域における電力の安定供給に努めてまいりました。
- しかしながら、2021年および2022年に発生した福島県沖を震源とする地震により財務基盤が毀損する中、ロシアのウクライナ侵攻に伴う燃料価格や卸電力取引市場価格の高騰により、当社の収支・財務状況はさらに大きく悪化しております。
- このままでは安定的な燃料調達や、電力設備の更新・修繕などへの投資を十分に行うことができず、電力の安定供給に影響を及ぼしかねない非常に厳しい状況にあると判断し、2022年11月24日に小売規制料金の値上げを申請いたしました。

## <事業環境変化と当社電力供給コストの関係>



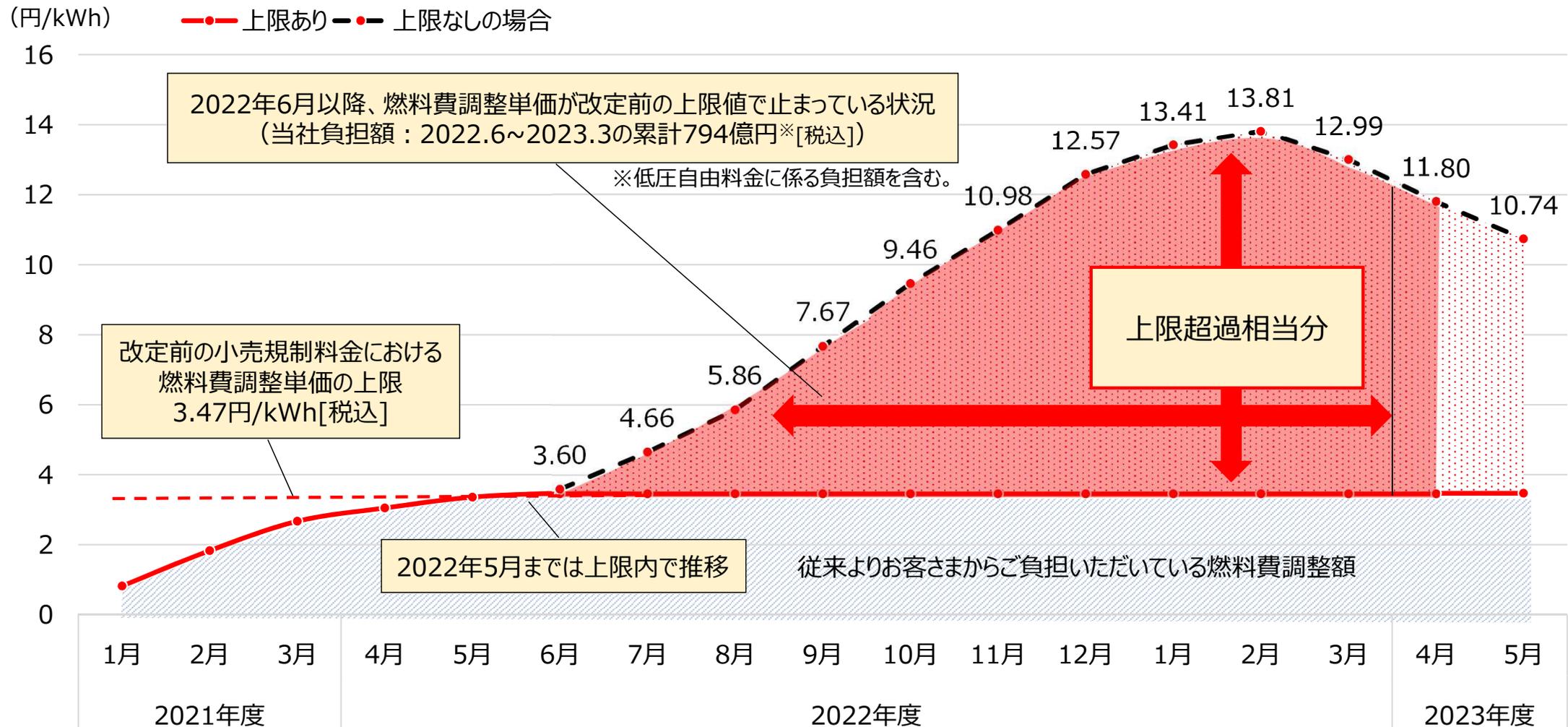
- 福島県沖地震による発電所被災に伴う代替の電力調達が必要な状況が続く中、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻を機とした石炭やLNGなど全ての燃料種の価格高騰、円安の進行、卸電力取引市場の価格（スポット市場価格）の高騰により、2022年度は燃料費および卸電力取引市場からの電力の調達コストが大幅に増加いたしました。
- ピーク時から下落傾向にあるものの、依然として改定前の水準を大きく上回る水準で推移しております。



## 1-②. 燃料費調整制度の上限価格超過による「逆ザヤ」の発生

- 小売規制料金に適用する平均燃料価格および燃料費調整単価には経済産業省令に基づく上限が設定されております。
- 2022年6月に燃料費調整単価が上限を超過して以降、2022年度末までに約800億円にのぼる超過相当分を当社が負担しており、電力供給コストと収入単価が逆転する、いわゆる「逆ザヤ」の状態が続いております。
- 燃料価格はピーク時から下落傾向にあるものの、平均燃料価格および燃料費調整単価は、改定前の小売規制料金に適用する上限を依然として上回る水準で推移しております。

### 【燃料費調整単価の推移】

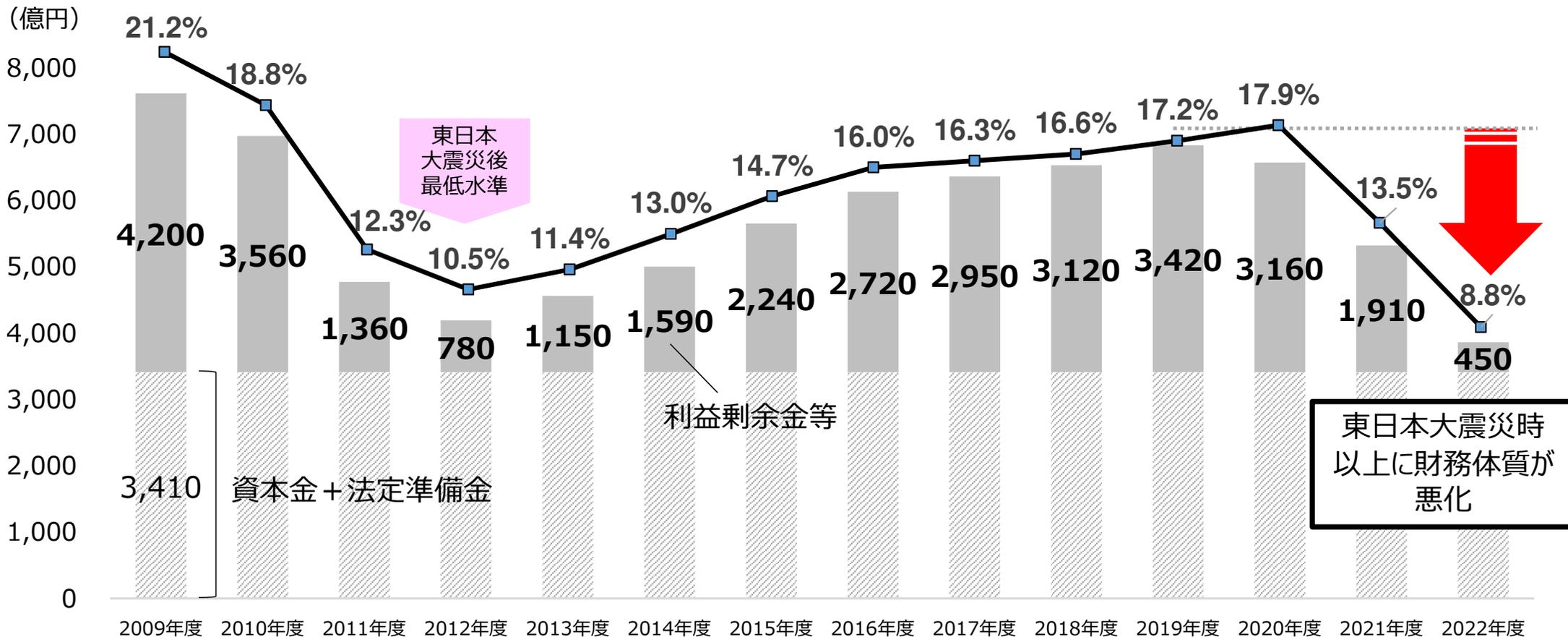




# 1-④. 財務状況の悪化に伴う影響と料金見直しの必要性

- 収支が急速に悪化する厳しい状況において、当社の自己資本比率は、2022年度末時点で東日本大震災後を下回る水準まで急激に悪化しております。財務体質が悪化し続けた場合、会社の信用力を示す格付けの引下げなどにより資金調達に支障が出ることで、安定的な燃料調達や、電力設備の更新・修繕などへの投資を十分に行うことができず、電力の安定供給に支障を来しかねない非常に厳しい状況となります。
- そのため、最大限の経営効率化やコスト削減に引き続き取り組んでまいりますが、小売規制料金のお客さまにつきましても、需給構造などの事業環境の変化に伴い、電力供給コストが前回改定時から大きく変化しているため、電気料金の見直しを行わせていただくことといたしました。

## 【自己資本比率・自己資本（個別）の変化】



## 補足資料 2. 補正原価の内訳

- 人件費は、出向者給与負担や健康保険料の事業主負担割合の見直しにより減額となりましたが、1人あたり給与水準において最新の統計値に基づく算定が認められたことなどにより、申請に対し0.03億円の減少となりました。

(単位：億円)

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B	補正内容
役員給与	2	3	▲0	・【社外役員給与】1人あたり800万円/人に減額
給料手当	330	329	1	・【1人あたり給与水準】申請626万円/人から632万円/人に見直し（最新の統計値を反映） [+3]
給料手当振替額	▲2	▲2	▲0	・【出向者給与負担】52名の出向者給与負担の原価算入は不可 [▲2] ほか
退職給与金	51	51	▲0	
法定厚生費	49	50	▲1	・【健康保険料】事業主負担割合の減 ほか
一般厚生費	15	15	▲0	
雑給	13	13	-	
<b>計</b>	<b>459</b>	<b>459</b>	<b>▲0</b>	

※ 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。（次頁以降同様）

- 燃料費は、他電力との横比較によるトップランナー査定やLNG長期契約の上方弾力性の加味によるスポット調達量の低減などにより、燃料価格補正後の再算定原価に対し石炭系が103億円の減少、ガス系が175億円の減少、合計278億円の減少となりました。

(単位：億kWh [発電端]， 億円)

項目	補正原価 A		再算定原価 B (燃料価格補正後)		補正額 A - B		補正内容
	電力量	金額	電力量	金額	電力量	金額	
火力	542	10,863	542	11,140	-	▲278	
石炭系	270	5,042	270	5,145	-	▲103	・発生熱量あたり単価のトップランナー査定による減
ガス系	261	5,422	261	5,597	-	▲175	・LNG中長期契約単価およびスポット単価のトップランナー査定による減 [▲110] ・LNG中長期契約の上方弾力性の加味等に伴う調達数量増加（スポット調達数量の減少）による減 [▲65]
石油系	11	398	11	398	-	-	
原子力	40	23	40	23	-	-	
新工ネ	7	50	7	50	-	-	
<b>計</b>	<b>589</b>	<b>10,936</b>	<b>589</b>	<b>11,213</b>	<b>-</b>	<b>▲278</b>	

- 修繕費は、査定方針に基づき、審査において目安となるメルクマールの算定期間を2017～2021年度としたことから、メルクマールを超過する分を減額したことや、効率化係数を適用したことなどにより、申請に対し71億円の減少となりました。

### ■ 補正項目ごとの金額

(単位：億円)

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B
水 力	117	145	▲28
火 力	375	398	▲23
原子力	284	299	▲15
新 工 業	12	16	▲4
業 務	9	9	▲0
<b>計</b>	<b>797</b>	<b>868</b>	<b>▲71</b>

補正項目	補正内容	補正額
メルクマールによる減額	<ul style="list-style-type: none"> <li>査定方針に基づき、直近5年間（2017～2021年度）をメルクマールの基準期間としたことから、メルクマール超過分を減</li> </ul>	▲39
特別監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別監査の結果、料金原価への算入が認められない設備などに係る修繕費について、当該部分を減</li> </ul>	▲5
効率化係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の契約取引に係る費用について、効率化係数を適用したことによる減</li> </ul>	▲27
<b>計</b>		<b>▲71</b>

- 減価償却費は、特別監査により料金原価への算入が認められない設備などを査定方針に基づき減額しております。また、非化石証書販売収入について、設備投資額より当該収入分を減額しております。
- 上記に加え、効率化係数を適用したことにより、申請に対し25億円の減少となりました。

### ■ 補正項目ごとの金額

(単位：億円)

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B
水 力	79	85	▲7
火 力	405	413	▲8
原子力	392	397	▲4
新 工 業	8	8	▲0
業 務	64	69	▲5
<b>計</b>	<b>947</b>	<b>971</b>	<b>▲25</b>

補正項目	補正内容	補正額
特 別 監 査	<ul style="list-style-type: none"> <li>料金原価への算入が認められない設備などとして、予備品、PR館の一部・厚生施設などの査定による減</li> </ul>	▲8
非化石証書販売収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制料金と非化石証書の双方からの二重回収とならないよう、設備投資額から当該収入分を減</li> </ul>	▲6
効率化係数	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の契約取引に係る費用について、効率化係数を適用したことによる減</li> </ul>	▲10
<b>計</b>		<b>▲25</b>

- 事業報酬は、特定固定資産、建設中の資産などのレートベースを査定方針に基づき減額しているものの、本年4月に見直された新たな託送料金の反映などに伴い、申請に対し68億円の増加となりました。

(単位：億円)

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B	補正内容	
特定固定資産	11,193	11,477	▲284	・特別監査（書画骨董、予備品、緑化率、PR施設関連など）、非化石証書販売収入の未償却残高相当、効率化係数の適用による減	
建設中の資産	1,105	1,147	▲42	・効率化係数の適用による減	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	431	431	-		
核燃料資産	1,504	1,504	0	・為替置換による増	
特定投資	422	422	▲0	・石炭資源開発（株）から配当相当額を減額	
運転資本	営業資本	1,684	1,946	▲262	・営業費項目の置換による減
	貯蔵品	1,357	1,403	▲45	・火力燃料費の置換による減
繰延償却資産	-	-	-		
持株レートベース計（①）	17,697	18,330	▲633		
一般送配電事業者レートベース（②）	18,207	16,329	1,877	・本年4月に見直された新たな託送料金の反映による増	
レートベース合計（③ = ① + ②）	35,904	34,659	1,245		
事業報酬率（④）	2.79%	2.80%	▲0.01%	・β値・公社債利回りなどの採録期間の見直しによる減	
事業報酬額(一般送配電事業者含む) (⑤ = ③ × ④)	1,002	970	31		
一般送配電事業者の事業報酬額（⑥）	273	310	▲37	・本年4月に見直された新たな託送料金の反映による減	
<b>事業報酬額（⑦ = ⑤ - ⑥）</b>	<b>729</b>	<b>660</b>	<b>68</b>		

- 他社購入電源費は、相対取引・関係会社取引への効率化係数を適用した一方、容量市場を反映した結果、燃料・市場価格補正後の再算定原価に対し307億円の増加となりました。
- 非化石証書購入費は、エネルギー供給構造高度化法の目標値に関して、3ヶ年とも2023年度値とする査定方針に基づき、燃料・市場価格補正後の再算定原価に対し7億円の減少となりました。

(単位：億kWh [送電端]， 億円)

項目	補正原価 A		再算定原価 B (燃料・市場価格補正後)		補正額 A-B		補正内容	
	電力量	金額	電力量	金額	電力量	金額		
市場取引	51	1,087	51	1,087	—	—		
新 工 ネ	F I T	61	1,008	61	1,008	—	—	
	ほか	7	54	7	54	—	▲0	
火 力	147	3,433	147	3,540	—	▲107	・発電事業者側の容量市場収入還元による購入額減 [▲90] ・相対取引効率化・関係会社取引効率化係数適用による減 [▲17]	
原 子 力	—	265	—	278	—	▲12	・相対取引効率化・関係会社取引効率化反映による減	
容量拋出金	—	444	—	—	—	444	・容量市場反映による増	
そ の 他	18	155	18	173	—	▲18	・発電事業者側の容量市場収入還元による購入額減	
計	283	6,446	283	6,139	—	307		
非化石証書購入費	—	46	—	53	—	▲7	・高度化法目標値に関する査定方針の反映による減	

- 公租公課は、査定方針に基づき、法人税等算定の基となる配当金の減額や他費目における置き換え影響などにより、申請に対し48億円の減少となりました。

(単位：億円)

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B	補正内容
水利使用料	27	27	－	
固定資産税	147	148	▲2	・資産に係る補正の反映による減
雑税	25	25	▲0	・他費目における補正の反映による減
事業税	176	185	▲8	・総原価の置換による減
法人税等	58	96	▲39	・法人税算定の基となる配当金50円/株 →過去10年間の電力9社平均 = 30円/株
<b>計</b>	<b>432</b>	<b>481</b>	<b>▲48</b>	

## 2-⑧. その他経費・原子力バックエンド（BE）費用

- その他経費は、申請に対し54億円の減少、原子力BE費用は3億円の増加となりました。その他経費では、個別項目の査定に加え、効率化係数の適用（効率化査定、関係会社査定）による一括査定を考慮した内容となっております。

### ■その他経費（原子力BE費用以外）

（単位：億円）

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B	補正内訳				補正内容
				①個別査定※1	②効率化	③関係会社	④再算定	
廃棄物処理費	149	150	▲0	▲0	-	-	-	
消耗品費	25	27	▲2	▲1	▲1	▲0	-	・効率化係数の適用による減
補償費	5	5	▲0	▲0	-	-	-	
賃借料	109	110	▲1	▲1	-	-	-	・宿舍賃料の減
委託費	304	320	▲16	▲2	▲13	▲0	-	・効率化係数の適用による減
損害保険料	7	7	-	-	-	-	-	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	107	107	-	-	-	-	-	
普及開発関係費	6	26	▲20	▲20	▲0	▲0	-	・節電・脱炭素PR費用の減
養成費	8	10	▲1	▲1	▲1	▲0	-	・効率化係数の適用による減
研究費	30	34	▲4	▲2	▲2	▲0	-	・効率化係数の適用による減
諸費	192	194	▲3	▲2	▲1	▲0	-	・年功慰労費・団体費等の減
貸倒損	7	9	▲1	▲1	-	-	▲1	・原価置換影響による減
固定資産除却費	106	112	▲6	-	▲6	▲0	-	・効率化係数の適用による減
原子力廃止関連仮勘定償却費	24	24	-	-	-	-	-	
その他※2	3	3	▲0	▲0	-	-	▲0	
<b>計</b>	<b>1,083</b>	<b>1,138</b>	<b>▲54</b>	<b>▲30</b>	<b>▲17</b>	<b>▲1</b>	<b>▲1</b>	

### ■原子力BE費用

再処理等拠出金発電費	65	66	▲1	▲1	-	-	-	・誤算定の修正による減
特定放射性廃棄物処分費	19	17	2	2	-	-	-	・最新単価への置換による増
原子力発電施設解体費	74	73	2	2	-	-	-	・最新の総見積額へ置換による増
<b>計</b>	<b>158</b>	<b>155</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	

※1 誤算定の修正分を含む ※2 原子力損害賠償資金補助法一般負担金、共有設備費等分担額、建設分担関連費振替額、附帯事業営業費用分担関連費振替額、電力費振替勘定、社債発行費

## 2-⑨. 控除収益（他社販売電力料）

- 他社販売電力料は、査定方針に基づき、容量市場および需給調整市場を反映した結果、燃料・市場価格補正後の再算定原価に対し462億円の増加となりました。

(単位：億kWh [送電端]，億円)

項目	補正原価 A		再算定原価 B (燃料・市場価格補正後)		補正額 A-B		補正内容
	電力量	金額	電力量	金額	電力量	金額	
域内外卸	97	2,842	97	2,898	—	▲56	・容量市場収入還元による減
市場取引	33	903	33	903	—	—	
火力	68	1,520	68	1,554	—	▲34	・容量市場収入還元による減
原子力	—	329	—	329	—	—	
調整力関連	—	101	—	24	—	77	・需給調整市場および調整力公募反映による増
容量確保金	—	476	—	—	—	476	・容量市場反映による増
その他	2	16	2	16	—	—	
<b>計</b>	<b>201</b>	<b>6,186</b>	<b>201</b>	<b>5,724</b>	<b>—</b>	<b>462</b>	注) 金額がプラスの場合、総原価の減（値上げ幅の圧縮）

## 2-⑩. 控除収益（他社販売電力料除く）

- 控除収益（他社販売電力料を除く）は、申請に対し5億円の増加となりました。
- このうち、電気事業雑収益は、書面発行手数料の織り込みなど個別件名の査定により2億円の増加（原価減）、賠償負担金相当収益および廃炉円滑化負担金相当収益は、新託送料金における託送回収相当分への置き換えにより、それぞれ1億円、2億円の増加となりました。

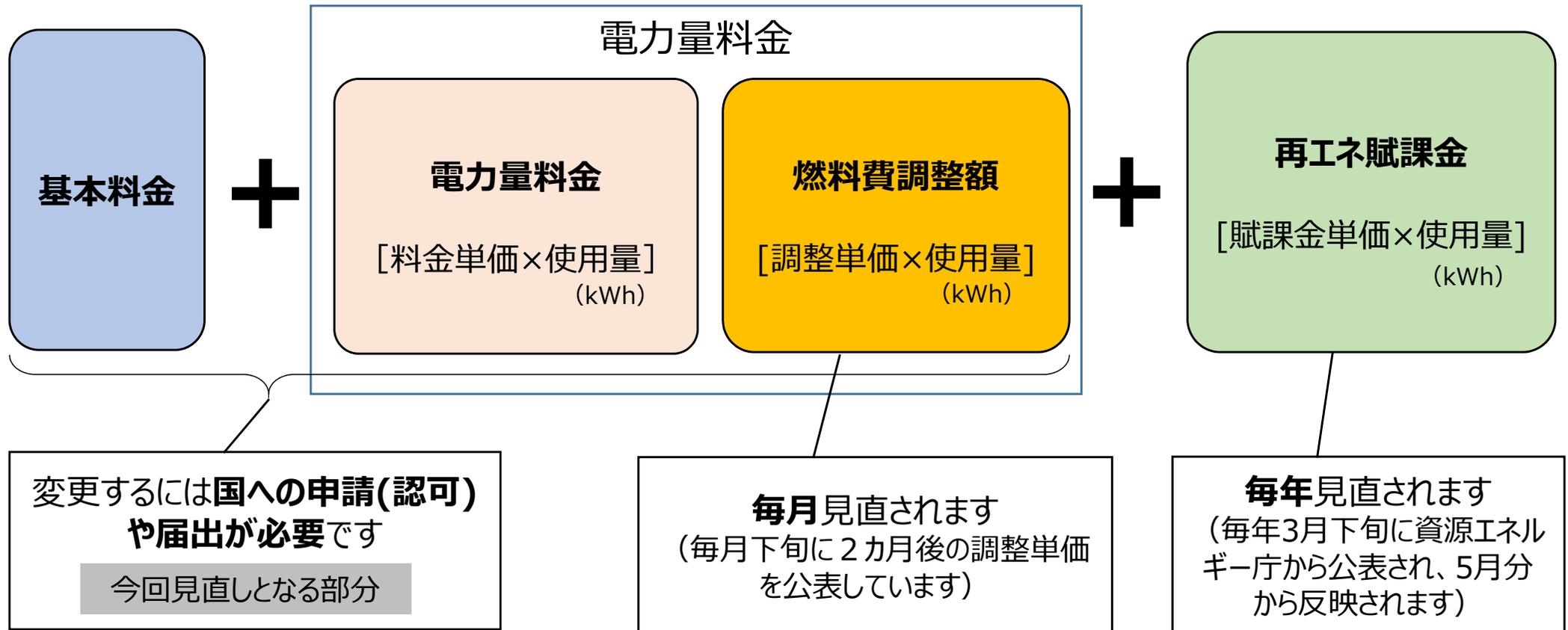
（単位：億円）

項目	補正原価 A	申請原価 B	補正額 A-B	補正内容
電気事業雑収益	107	105	2	・過去平均実績を踏まえた補正による増
預金利息	0	0	▲0	・総原価の置換による影響
賠償負担金相当収益	21	20	1	・新託送料金における託送回収相当分への置換による増
廃炉円滑化負担金相当収益	38	36	2	・新託送料金における託送回収相当分への置換による増
<b>計</b>	<b>166</b>	<b>161</b>	<b>5</b>	注) 金額がプラスの場合、総原価の減（値上げ幅の圧縮）

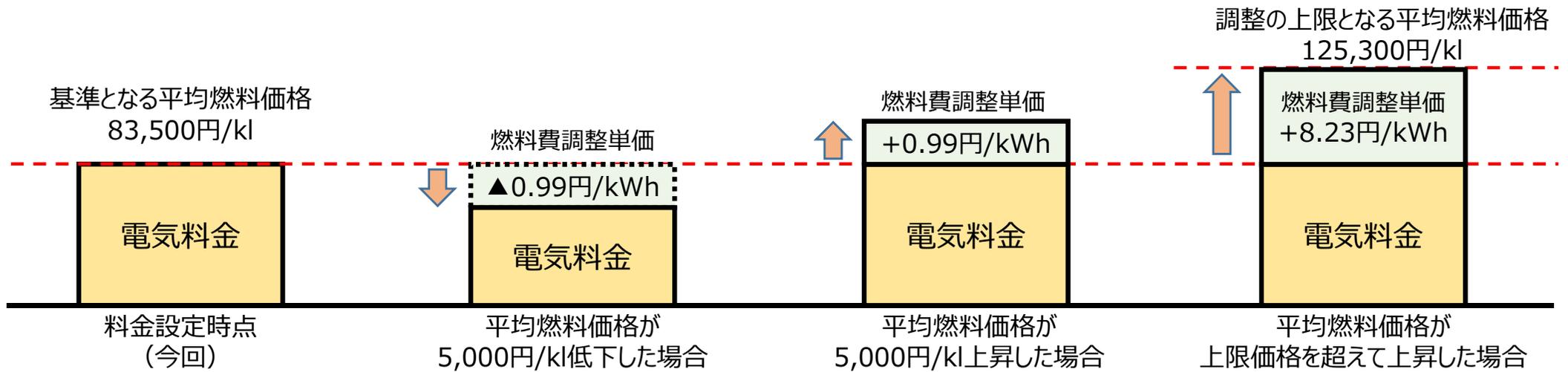
## 補足資料 3. 電気料金の仕組みと燃料費調整制度

- 毎月お支払いいただいている電気料金は、今回見直しを行った「基本料金」「電力量料金」に加え、燃料価格の変動を毎月反映する「燃料費調整額」や再生可能エネルギーの普及拡大に向けた「再エネ賦課金」で構成されています。
- 基本料金や電力量料金は、今回のように国に対して申請(認可)や届出を行ったうえで見直しますが、燃料費調整額は設定された基準価格に対する燃料価格の増減にともない毎月見直ししております。(燃料費調整額の基準価格等の変更には国への申請が必要)
- 再エネ賦課金の単価については、国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に則り、全国一律で設定されています。

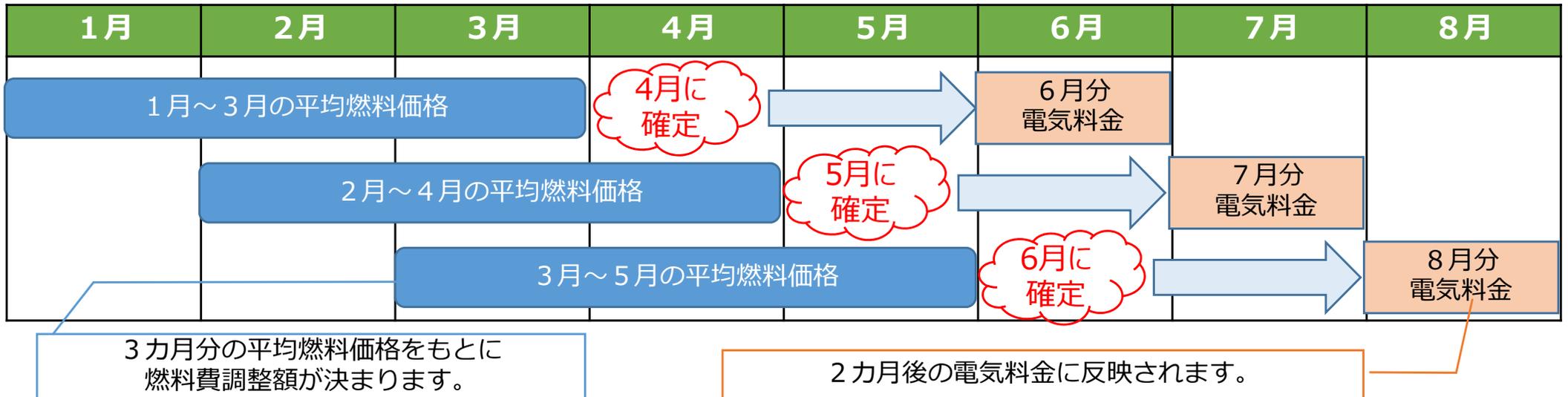
#### 【電気料金の設定の仕組み】



- 燃料費調整制度は、料金設定時以降の燃料価格の変動を、あらかじめ定めたルールにもとづき、毎月の電気料金に自動的に反映する仕組みです。



#### 【燃料価格の算定期間と電気料金への反映時期のイメージ】

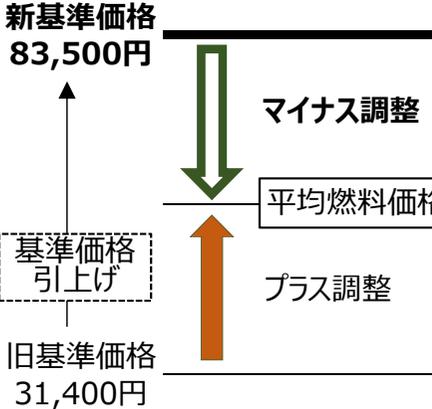


上表のとおり、3カ月分の平均燃料価格（実績）をもとに、毎月の電気料金へ反映しております。  
 燃料価格の下落傾向が続いた場合には、燃調費調整額は「マイナス調整」となり、電気料金の減額(割り引き)として反映されます。

- 規制部門のお客さまにつきましては、2023年5月31日までのご使用分には値上げ前の供給約款に基づく燃料費調整単価を、2023年6月1日以降のご使用分には値上げ後の供給約款に基づく燃料費等調整単価を適用いたします。
- なお、燃料費調整単価算定の基礎となる基準燃料価格をこれまでの31,400円から83,500円へ引き上げておりますので、激変緩和対策の影響を除けば、6月分の平均燃料価格の場合は、旧料金ではプラス調整であっても、新料金ではマイナス調整となります（基準燃料価格の引き上げ相当分については、値上げ後の新たな電力量料金単価に含まれることとなります）。
- また、今回の見直しにより、これまで燃料費調整の内数であった離島ユニバーサルサービス調整について、経済産業省令に基づき、適用いたします（見直しによるお客さまの追加負担が発生するものではありません）。お客さまには燃料費調整単価とあわせて「燃料費等調整単価」としてお知らせいたします。見直しの概要については次ページ以降をご確認ください。

2023年6月分電気料金の燃料費調整単価等

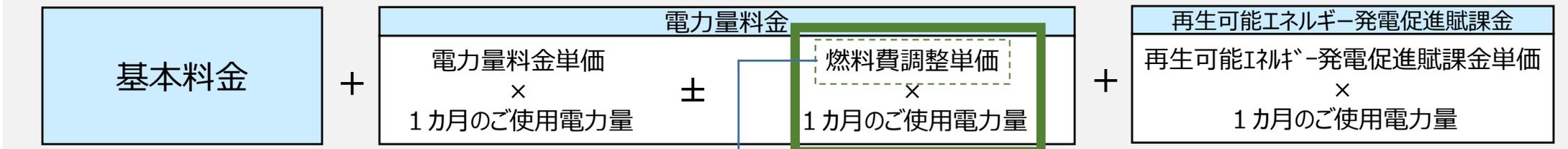
		2023年5月31日 までのご使用分	2023年6月1日 以降のご使用分
平均燃料価格		75,000円/kℓ	74,000円/kℓ
適用単価 (低圧供給の場合)		▲3円53銭/kWh	▲8円88銭/kWh
内 訳	燃料費調整単価 (括弧内、激変緩和による▲7円を含まない場合)	▲3円53銭/kWh (3円47銭/kWh)	▲8円87銭/kWh (▲1円87銭/kWh)
	離島ユニバーサルサービス調整単価	—	▲0円01銭/kWh



※ 平均燃料価格は、2023年1月～2023年3月の貿易統計価格に基づき算定しています。  
 ※ 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価には、消費税等相当額を含みます。  
 ※ 定額電灯などについても、ご契約メニューに応じた燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価を設定しています。

- 燃料費調整制度とは、火力発電に用いる燃料（原油・LNG・石炭）の輸入価格の変動について、電気料金に迅速に反映させることを目的に、毎月の電気料金について、あらかじめ定めた諸元に基づき、自動的に調整する仕組みです。
- 貿易統計価格に基づき、見比べ対象となる基準燃料価格と、実績の平均燃料価格の差分について、電気料金に反映する仕組みであり、実績の平均燃料価格が基準燃料価格を上回ればプラス調整（電気料金に加算）、実績の平均燃料価格が基準燃料価格を下回ればマイナス調整（電気料金から差し引き）して毎月の電気料金のご請求額に「燃料費調整額」として反映しております。
- 毎月の燃料費調整単価は自動的に見直され、具体的には、燃料価格の3カ月平均値（平均燃料価格）に基づき、2カ月後の燃料費調整単価を算定し、毎月（1カ月ごと）の電気料金に反映します。

## 【燃料費調整制度の仕組み】

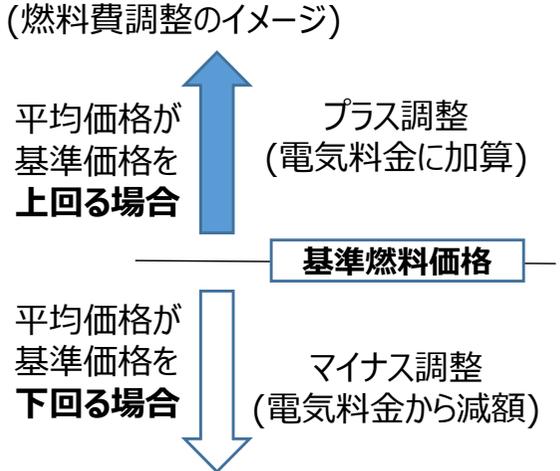


→燃料費調整額として毎月調整

$$\text{燃料費調整単価} = \left( \text{3カ月間の平均燃料価格} - \text{基準燃料価格} \right) \times \text{基準単価} \div 1,000\text{円/kWh}$$

**<平均燃料価格(実績価格)>**  
 →実績に基づき毎月変動  
 財務省が公表する貿易統計価格(実績)から原油・LNG・石炭それぞれの平均価格(3カ月平均値)を算定し、熱量構成比などを勘案した原油1キロリットルあたりに換算した平均燃料価格を算定します。  
 (熱量構成比などに基づく換算係数は改定の都度見直し)

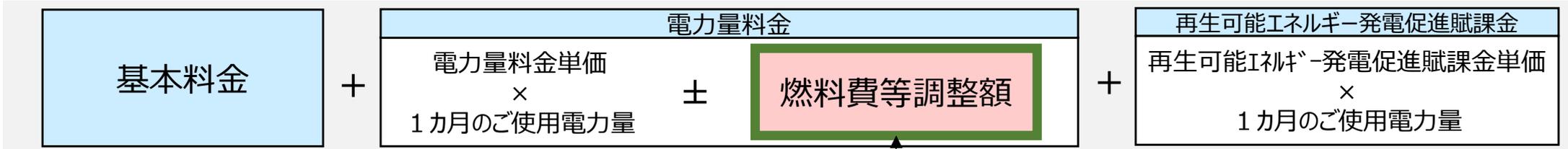
**<基準燃料価格>**  
 →料金改定の都度見直し  
 料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値。  
 →料金設定上の燃料価格相当と言い換えることができ、料金設定上の燃料価格からの変動分を燃料費調整制度において調整（プラス/マイナス）しています。



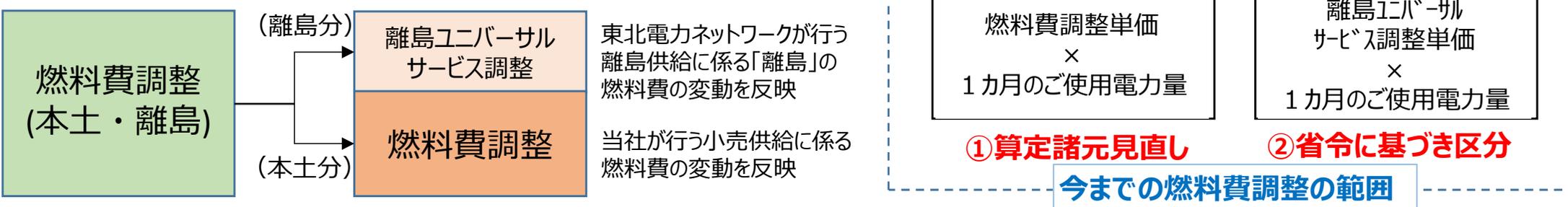
**<基準単価>**  
 →料金改定の都度見直し  
 基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kWh変動した場合の電力量1kWhあたりの変動額。  
 →燃料価格が変動した影響を1kWhあたり単価に換算する単価と言い換えることができます。

- 当社は、燃料費調整制度により、火力燃料の輸入価格（原油、LNG、石炭）の変動を、あらかじめ定めたルールにより、毎月の電気料金を通じて調整（燃料価格が基準を上回る場合はプラス調整（電気料金へ増額）、下回る場合はマイナス調整（電気料金から減額））を行っております。
- 今回の料金改定においては、燃料費調整制度について以下の見直しを行いました。
  - ①最新の電源構成などを反映し、基準燃料価格・基準単価などの燃料費調整単価算定の基礎となる算定諸元を見直し。
  - ②経済産業省令に基づき、これまで燃料費調整に含まれていた離島供給（東北電力ネットワークが供給）に係る火力燃料費の変動を区分して「離島ユニバーサルサービス調整※」として算定。

## 【燃料費調整の見直し内容】



## 【離島ユニバーサルサービス調整のイメージ】



※「離島ユニバーサルサービス調整」とは、本土と電力系統が接続されていない離島において一般送配電事業者が行う離島供給に係る火力燃料費の毎月の変動を、託送料金を通じて調整するものです。託送料金を通じて行われるものですが、経済産業省令に基づき、託送料金と同様の調整を電気料金においても行うものです（託送料金と同じ単価）。

- 電源構成や燃料価格の見直しに合わせ基準燃料価格および基準単価を変更しております。なお、燃料価格の採録期間の見直しを行ったことなどに伴い、申請時にお知らせした金額とは異なります。
- 燃料価格の高騰や為替の影響により、基準燃料価格が大幅に上昇しております。
- なお、基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の1kWhあたりの調整単価であり、価格の変動に伴う燃料費調整の調整幅は、現行より小さくなります。

		旧（値上げ前）	新（値上げ後）	差引（新－旧）	
基準燃料価格		円/kℓ	31,400	83,500	52,100
換算係数	α	－	0.1152	0.0259	▲0.0893
	β	－	0.2714	0.2563	▲0.0151
	γ	－	0.7386	0.8915	0.1529
基準単価（税抜・平均）		円/kWh	0.195	0.173	▲0.022

### ①基準燃料価格（83,500円/kℓ）

- 基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格（2022年11月～2023年1月の貿易統計価格）の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値となるものです。
- 具体的には、各燃料の熱量構成比に原油換算係数を加味した係数（α、β、γ）を算定し、以下のとおり算定します。

〔算定式〕

$$\begin{array}{ccccccc}
 82,572\text{円/k}\ell & \times & 0.0259 & + & 132,509\text{円/t} & \times & 0.2563 & + & 53,189\text{円/t} & \times & 0.8915 & = & 83,500\text{円/k}\ell \\
 \text{原油価格} & & \alpha & & \text{LNG価格} & & \beta & & \text{石炭価格} & & \gamma & & \text{基準燃料価格}
 \end{array}$$

### ②基準単価（0.173円/kWh）

- 基準単価は、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の電力量1kWhあたりの変動額です。
- 具体的には、当社の火力発電の燃料消費数量（原油換算kℓ）をもとに、以下のとおり算定します。

〔算定式〕

$$\begin{array}{ccccccc}
 35,722\text{千k}\ell & \times & 1,000\text{円/k}\ell & \div & 206,495\text{百万kWh} & = & 0.173\text{円/kWh} \\
 \text{燃料消費数量（原油換算）} & & & & \text{総販売電力量} & & \text{基準単価（税抜）}
 \end{array}$$

### ③平均燃料価格

- 平均燃料価格とは、毎月の原油・LNG・石炭の貿易統計価格の加重平均値（上述の $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ で加重）であり、毎月変動いたします。
- 具体的には、原油・LNG・石炭の実績貿易統計価格（3～5カ月前の平均）に $\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ をそれぞれ乗じて合計し算定します。

### ④毎月の燃料費調整

- 毎月変動する平均燃料価格と基準燃料価格との差に基準単価（税込）を乗じて燃料費調整単価を算出します。

（低圧で供給を受けるお客さまの場合の算定例）

〔算定式〕

$$\left( \begin{array}{c} \text{XX,XXX円/kl} \\ \text{毎月の平均燃料価格} \end{array} - \begin{array}{c} 83,500\text{円/kl} \\ \text{基準燃料価格} \end{array} \right) \div 1,000\text{円/kl} \times 0.197\text{円/kWh} = \begin{array}{c} \text{毎月の燃料費調整単価} \\ \text{基準単価（税込）} \end{array}$$

- この燃料費調整単価にお客さまのご使用量に乗じた金額が毎月の燃料費調整額になります。

（参考） 換算係数（ $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ ）の算定方法

	熱量構成比 a	原油換算係数 ※ b	換算係数 c = a × b	
原油	0.0259	1.0000	0.0259	… α
LNG	0.3664	0.6995	0.2563	… β
石炭	0.6077	1.4670	0.8915	… γ
合計	1.0000	—	—	

※ 原油換算係数 LNG：1ℓあたりの原油発熱量（38,260kJ） ÷ 1kgあたりのLNG発熱量（54,700kJ）  
 石炭：1ℓあたりの原油発熱量（38,260kJ） ÷ 1kgあたりの石炭発熱量（26,080kJ）

- 離島ユニバーサルサービス調整算定の基礎となる「離島基準燃料価格」および「離島基準単価」は以下のとおりです。
- なお、離島ユニバーサルサービス調整額の算定は、託送供給等約款と同じ数字を使用して算定いたします。

		新たに設定 (託送供給等約款に基づく値)
離島基準燃料価格	円/kℓ	79,300
離島基準単価（税込、全電圧共通）	円/kWh	0.001

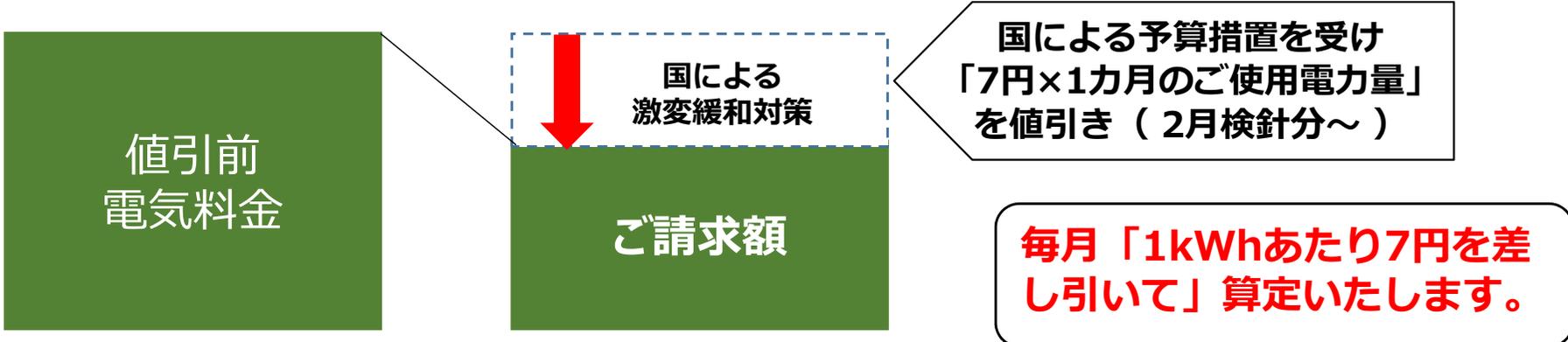
※「離島基準燃料価格」とは、離島ユニバーサルサービス調整を行う際の、原油価格の基準となる金額のことです。  
（実績価格が基準価格を上回る場合はプラス調整、下回る場合はマイナス調整）

※「離島基準単価」とは、離島平均燃料価格が1,000円/kl変動した場合の1kWhあたりの調整単価のことです。

## 補足資料 4. 国による電気・ガス価格激変緩和措置

- 2022年10月28日に電気料金の激変緩和対策を含む「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定されました。
- 本内容に基づき、お客さまのご負担軽減を直接的に実現する措置として、低圧のお客さまについては「1kWhあたり7円を電気料金のご請求時に値引きを行う措置」を実施しております。
- 本措置は、2023年1月検針日以降ご使用分（2月検針分）の電気料金から適用しておりますが、電気料金の値上げ実施後（6月以降）も、継続いたします。
- 具体的には、毎月の電気料金の計算において、燃料費調整単価から7円を差し引いた金額に基づき電気料金をご請求するものです。
- 本措置により、一般的なご家庭向けのモデルケース（従量電灯B、使用電力量260kWh/月）においては、電気料金から毎月1,820円の値引き（国におけるモデルケース（使用電力量400kWh/月）においては、毎月2,800円の値引き）を行います。
- 本措置は、国の予算措置を受けて実施するものであり、2023年9月検針日以降ご使用分（10月検針分）で措置が縮小（半減）されることとなっております。なおそれ以降については未定であるため、国の制度設計を踏まえて対応してまいります。

## 【国による電気・ガス価格激変緩和対策を受けたご負担軽減イメージ】



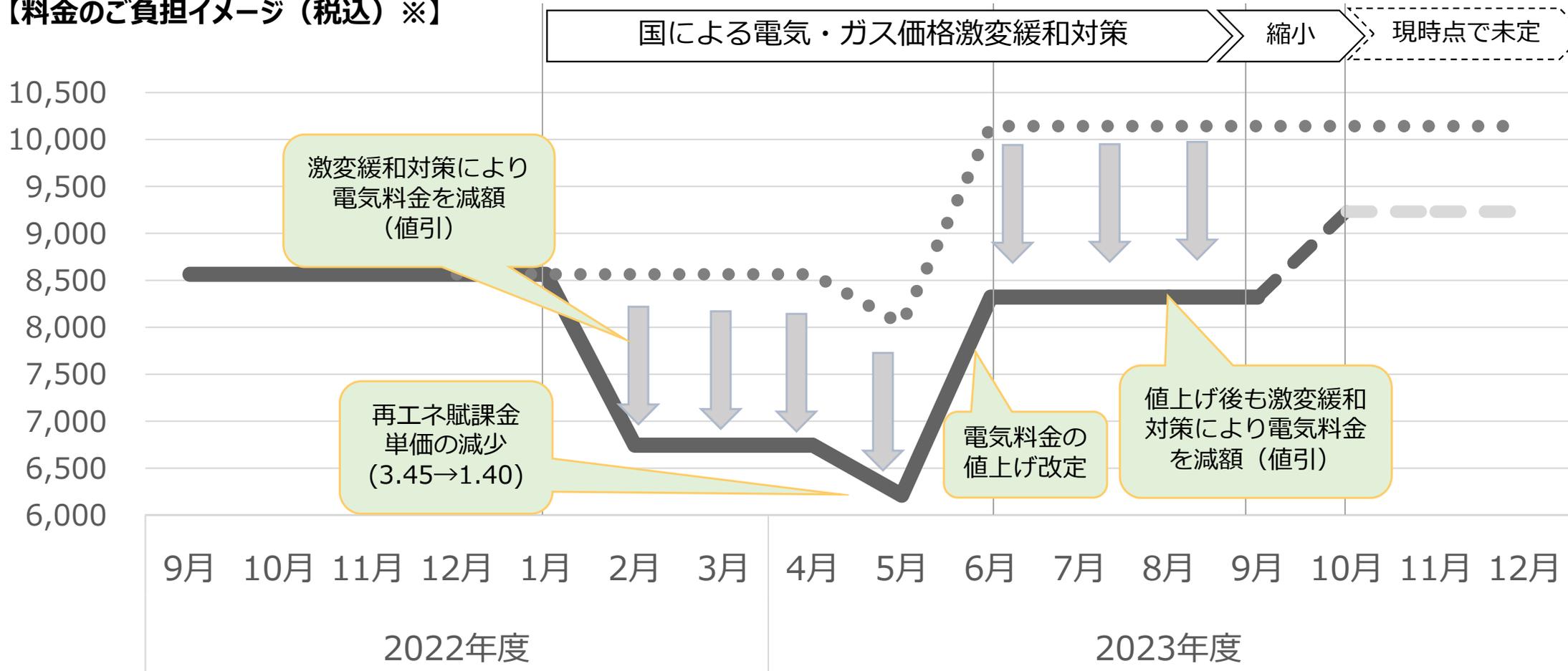
## 一般的な電気料金の計算方法

基本料金	+	電力量料金	±	燃料費調整額	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金
		電力量料金 単価 × 1カ月の ご使用電力量		燃料費 調整単価 × 1カ月の ご使用電力量		再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価 × 1カ月の ご使用電力量

## 4-②. 電気・ガス価格激変緩和対策と当社の料金値上げとの関係（イメージ）

- 国による電気・ガス価格激変緩和対策に係る電気料金の値引措置は、2023年1月検針日以降のご使用分（2月検針分）から実施しております。
- 当社の電気料金値上げ後も、本措置の値引単価（1kWhあたり7円）は継続され、2023年9月検針日以降ご使用分（10月検針分）で半額となることが決定しておりますが、10月ご使用分以降の措置については現時点で未定であり、国の制度設計を踏まえて対応してまいります。

【料金のご負担イメージ（税込）※】

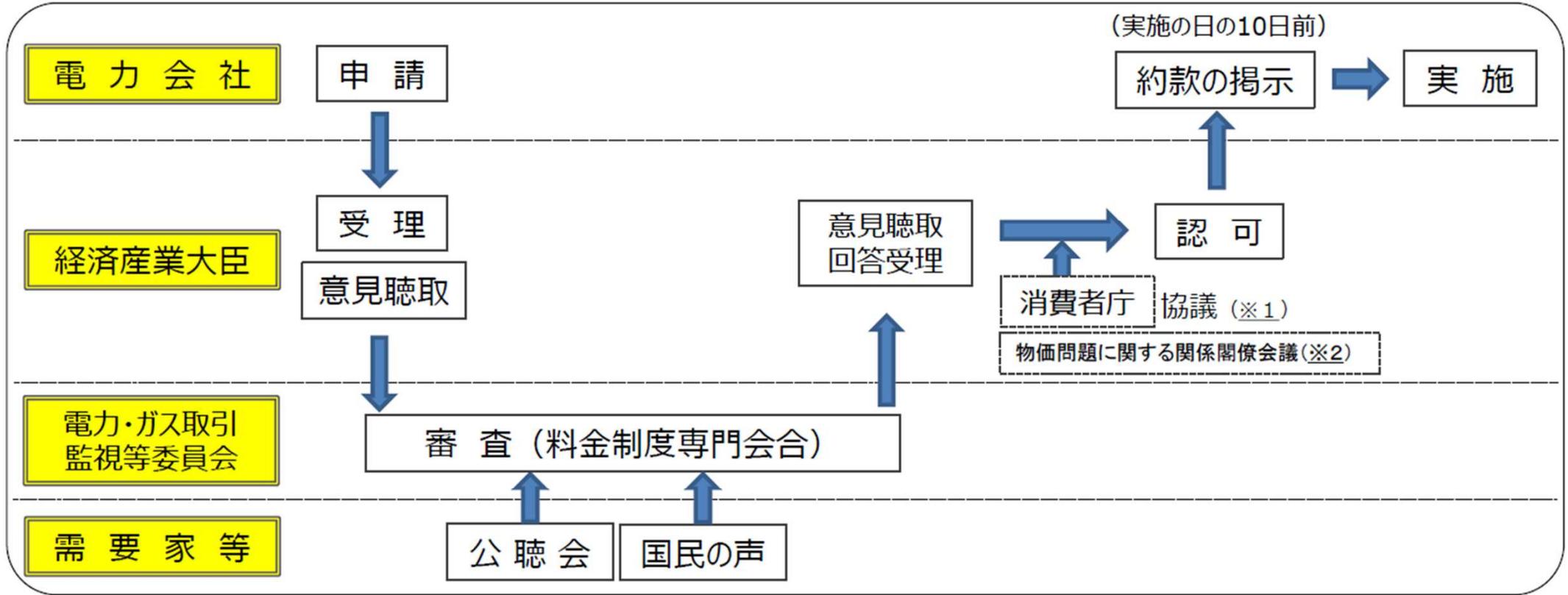


※従量電灯B（30A、260kWh）の料金ご負担イメージ。6月以降の燃料費等調整単価は0円/kWhとして算定しています。  
再エネ賦課金は2023年4月まで3.45円/kWh、2023年5月以降1.40円/kWhにて算定しています。

## 補足資料 5. 電気料金改定手続きの概要

• 昨年11月の値上げ申請後、電力・ガス取引監視等委員会による申請内容の審査や、広く一般のお客さまの意見を伺う場である公聴会、経済産業省と消費者庁の協議、関係閣僚会議などを経て、今回の認可を受けております。

## 料金改定認可プロセス



(※1) 物価担当官会議申し合わせ（平成23年3月14日）に基づく。

(※2) 物価問題に関する関係閣僚会議（平成5年8月24日閣議口頭了解）について

○構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官。

○会議は、長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とし、内閣官房長官が主宰。会議の庶務は、消費者庁において処理。

出典：経済産業省HPより引用